

2022年12月25日（水）

東京大学 復興デザイン研究体 10周年記念事業

災間を生きる都市づくりセミナー 基調講演

復興の現状と 研究体への期待

元 国土交通省 大臣官房技術審議官（都市局担当）

東京大学 大学院工学系研究科 社会基盤学専攻 特任研究員

菊池雅彦

本日の内容

1. 復興の検証と事前復興

2. 復興事前準備、事前復興まちづくり計画の内容

3. 復興事前準備の取り組み状況

4. 事前復興まちづくり計画の事例

5. 復興を考える4つのポイント

～手順と目標、地域と人～

6. もう一度事例を見てみる

7. 復興デザイン研究体への期待

近年の災害と復興

1995年	阪神淡路大震災
2011年	東日本大震災
2016年	糸魚川大規模火災
2016年	熊本地震
2018年	西日本豪雨
2019年	台風第15号及び第19号
2020年	令和2年7月豪雨
2021年	7月伊豆山土砂災害
2021年	8月豪雨災害

行政による復興の検証

- 新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業検証報告書概要版（神戸市：2021年1月）
- 東日本大震災による津波被害からの市街地復興事業検証委員会とりまとめ資料（国土交通省：2020年3月）
- 糸魚川大規模火災の経験をふまえた、今後の復興まちづくり計画の考え方（国土交通省：2017年12月19日）
- 熊本地震の教訓を踏まえた全国宅地耐震化の推進ガイドライン～全国の宅地耐震化と被災時の宅地復旧に向けて（国土交通省：2018年年7月）

2013年 東日本大震災の教訓

東日本大震災による津波被害からの
市街地復興事業検証委員会とりまとめ資料（国土交通省：20220年3月）

大災害は社会トレンドを加速させる

- 人口減少や過疎化・高齢化といった社会課題は、一定の長期的な時間をかけて発生する
 - 災害によりこれらが即座に顕在化
 - その人口減少等に応じた復興計画の策定が求められる
- 東日本大震災の復興まちづくりが**解決すべき課題**
 - その大半は、平時の、**普段のまちづくりの課題そのもの**

今後の復興まちづくりへの教訓

- 大災害は社会トレンドを加速させ、人口減少や過疎化など、長期的な変化が即座に発生。
- **事前に備えていないことを被災時に実施することは困難**であることから、まちの将来像を平時から真摯に検討しておくことが、被災時の復興計画の素地となり得る。
- 大災害が起こる前に、基礎情報の収集・分析、被災後の復興まちづくりを考えながら、立地適正化計画等を活用しつつ、持続可能な将来のまちづくりの検討をしっかりと進めることで円滑かつ適切な復興につながる。

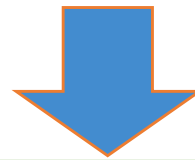
2019年台風第15号及び第19号からの教訓

2019年台風第15号及び第19号における状況

- 被災者の早期の生活再建に向け、「廃棄物・土砂の撤去」、「応急的な住まいの確保」、「停電、断水の解消」、「地域住民の交通手段の確保」など緊急的な対応が数多く発生し、被災自治体はその対応に追われた。
- 一方で、いくつかの自治体において、復興まちづくりの議論を同時並行的に行うこととなった（宮城県丸森町、宮城県大郷町 等）
- 生活の再建には、単に応急復旧だけではなく、**将来のまちの姿や生活の姿を見通しながら、迅速かつ的確に復興まちづくりに向けた対応を行うことが必要であり、そのことが住民に安心感を持ってもらうことにもつながる。**



丸森町市街地の土砂堆積状況(12/20)



復興まちづくりのための事前準備を平時から進めておくことの重要性を再認識

具体的には・・・

- ・復興まちづくりの体制を整えておくこと
- ・復興まちづくりに資するデータを整理しておくこと
- ・復興まちづくりを想定し、活用する事業に精通しておくこと
- ・復興まちづくりの経験者を把握し、連携をとれるようにしておくこと 等

防災対策

被害を出さないようにハード整備を主に対策を行う

- ・防潮堤の整備
- ・建物の耐震化
- ・建物の不燃化 等

被害を完全に防ぐことは不可能

減災対策



復興事前準備

予め被害の発生を想定した上で、被害を最小限に抑えるため、ハード・ソフトによる総合的な対策を行う。

- ・避難地、避難路の整備
- ・ハザードマップの活用
- ・避難訓練の実施 等

防災・減災対策を行っても大規模な自然災害は発生する。

その際、迅速な復旧・復興を進めるための**事前準備**が重要。

- ・復興の**手順**や**進め方**を事前に決めておく
- ・復興における**将来目標像**を事前に検討・共有

事前復興の経緯（明治大学の中林一樹先生による）

1980年代後半：事前復興の発想が登場

1995年7月：国の防災基本計画

- ✓ 阪神淡路大震災を踏まえてに緊急改定
- ✓ 国が公式にこの用語を使用
- ✓ 国や自治体・公共機関などの各役割を明確化し、実践的な内容に修正

2000年～：東京都「都市の事前復興シンポジウム」

2003年～：「東京都震災復興マニュアル」を公表

- ✓ 独自に事前復興の取り組み。都民参加型で継続して開催。

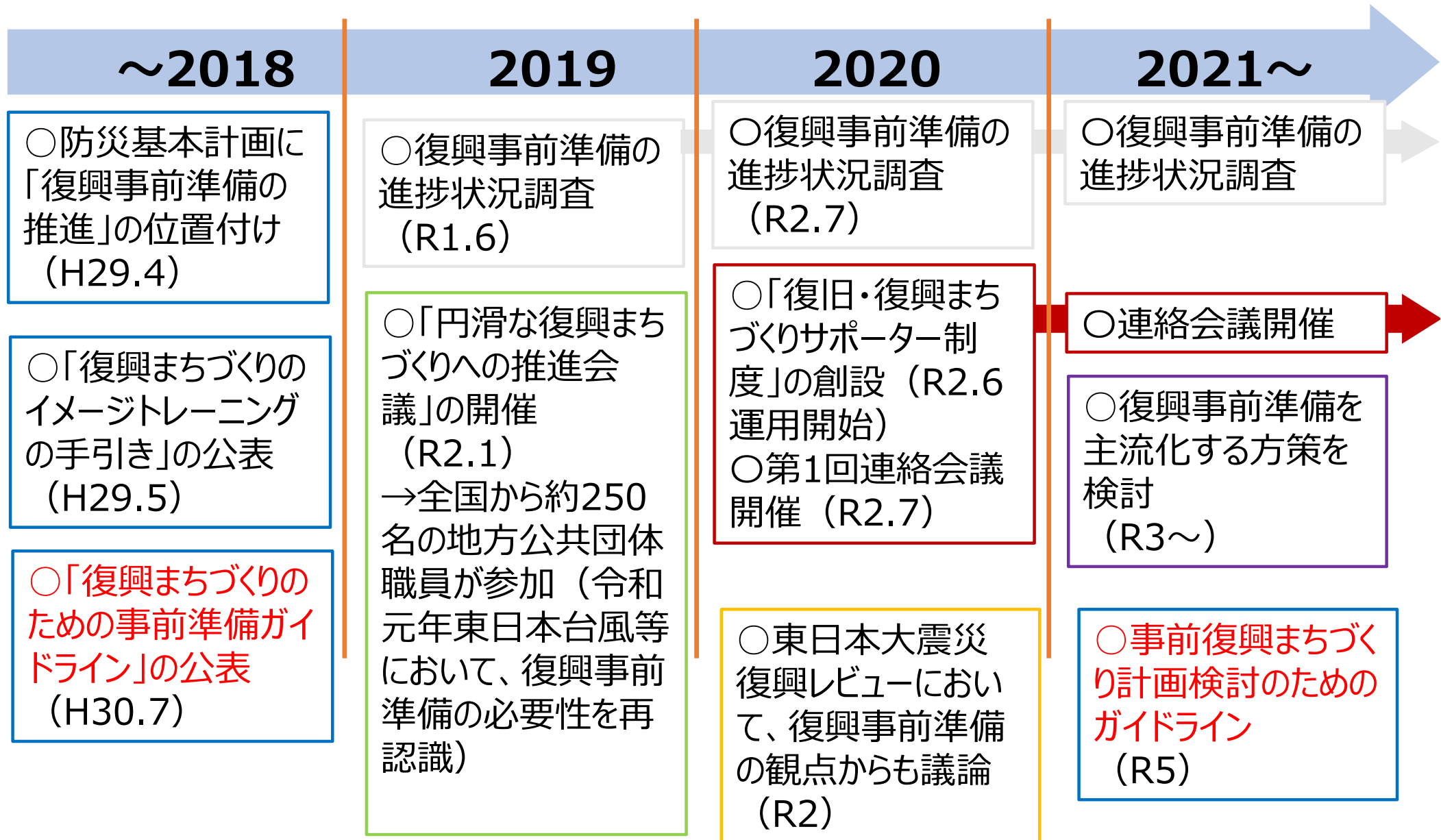
2016年～：「津波被害からの復興まちづくりガイドンス」

- ✓ 東日本大震災の検証を基に復興まちづくりに向けた事前対策のあり方を整理

2017年～：国の防災基本計画に「復興事前準備」が位置づけ

- ✓ 第2編 各災害に共通する対策編
- ✓ 第1章 6節 11項 (4) 復興事前準備の実施
- ✓ 国〔国土交通省〕は、地方公共団体が被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を推進するものとする。

復興事前準備の経緯（2018年～）



本日の内容

1. 復興の検証と事前復興
2. 復興事前準備、事前復興まちづくり計画の内容
3. 復興事前準備の取り組み状況
4. 事前復興まちづくり計画の事例
5. 復興を考える4つのポイント
～手順と目標、地域と人～
6. もう一度事例を見てみる
7. 復興デザイン研究体への期待

復興事前準備の取組内容について

- 復興まちづくりの体制や手順等を事前に検討しておくことで、被災後に早期かつ的確な市街地復興が可能となるよう、5つのポイントをガイドラインで明示（H30.7公表）
- また、復興事前準備の取組には、都市防災総合推進事業（防災・安全交付金）を活用可能

復興事前準備の5つのポイント

体制

復興体制の事前検討

復興まちづくりを進めるにあたり、どのような体制で、どの部署が主体となって進めていくのかを明確に決めておく。

手順

復興手順の事前検討

どのような時期に、どのような対応が生じるのかを把握、整理し、どのような手順で実施していくのかを決めておく。

訓練

復興訓練の実施

職員が市街地復興への理解と知見を得るための、復興訓練を実施する。

基礎 データ

基礎データの事前整理、分析

どのような基礎データがあるのかを確認し、まちの課題を分析する。
不足データの追加・充実、継続的な更新等、基礎データを整備しておく。

目標

復興における目標等の事前検討

市町村での被害想定とまちの課題をもとに、被災後の復興まちづくりの目標と実施方針を検討しておく。

復興事前準備の取組の流れ

ステージ	復興事前準備の取組
ステージ 1： 復興事前準備の必要性に気づき、自らのまちの取り組み状況を確認する	Step1：復興事前準備の取組内容を学びその必要性に気づく
	Step2：自らのまちの復興事前準備の取組状況を確認する 基
ステージ 2： 復興事前準備に取り組む	Step3：基礎データと被害想定を重ね、まちの課題を集約し共有する 基
	Step4：復興事前準備の必要性を問いかけ、復興まちづくりの課題を認識する 基 訓
	Step5：復興体制と復興手順を検討する 体 手
	Step6：計画に復興事前準備の取組を位置づける 体 手 訓 目
ステージ 3： 事前復興計画づくりに取り組む	Step7：事前復興計画を策定する 体 手 訓 基 目
	Step8：基礎データを整理する 基
フォローアップ： 復興事前準備をフォローアップする	Step1：復興まちづくりに関する実務能力の習熟に向けた訓練を実施する 訓
	Step2：住民を含めて復興まちづくり訓練に取り組む 訓
	Step3：復興事前準備の取組や進捗状況を検証する 12

「復興事前準備」と「事前復興計画」の流れ

復興事前準備：復興まちづくりのための事前準備ガイドライン

ステージ 1

復興事前準備の必要性に気づき、自らのまちの取り組み状況を確認する

ステージ 2

復興事前準備に取り組む

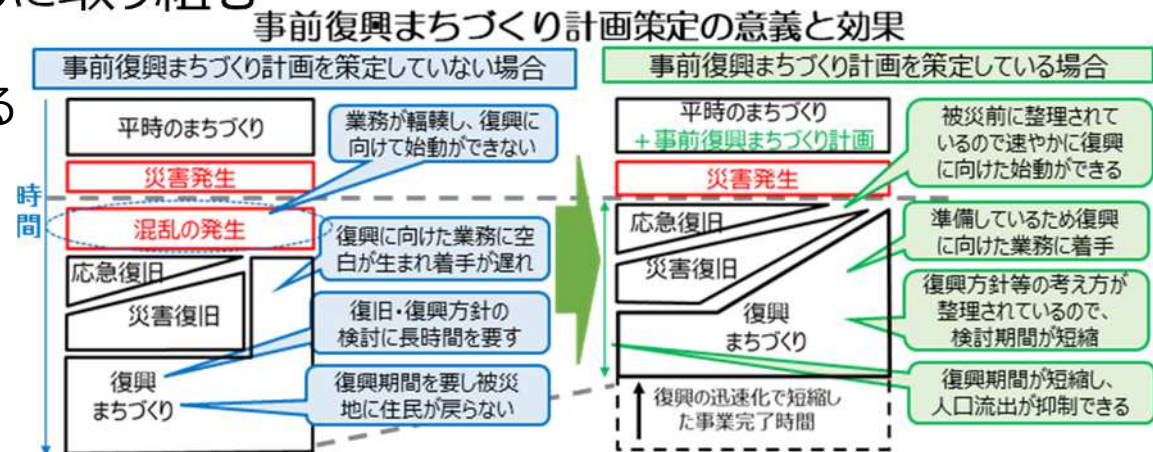
- ・課題の共有と認識
 - ・復興体制と復興手順の検討
 - ・計画に復興事前準備の取組を位置づけ
- ①地域防災計画(災害対策基本法)に位置づけ：復興体制,復興手順,復興訓練
②市町村マスタープラン（都市計画法）に位置づけ・・・復興まちづくりの目標等

事前復興計画：事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン

ステージ 3

事前復興計画づくりに取り組む

- ・復興まちづくりの目標や市街地整備等に関する実施方針等



フォロー アップ

復興事前準備をフォローアップする

復興事前準備を継続的な取組とするため、市町村における計画に位置づけを行う

1. 地域防災計画に、復興事前準備の取組を位置づける

地域防災計画に、復興体制、復興手順、復興訓練を位置づける

復興体制

- 災害復興本部の設置
- 復興計画・市街地復興計画の策定体制

復興手順

- 復興基本方針の策定
- 復興計画・市街地復興計画の策定
- 復興事業の計画の策定
- 建築制限

復興訓練

- 訓練の取組方針
- 復興訓練の対象者、実施時期、回数

2. 都市計画の市町村マスタープランに、復興事前準備の取組を位置づける

- ・市町村マスタープランの改訂時に、市町村の復興事前準備の取組の熟度に応じて記述することが望ましい
- ・復興まちづくりの基本的な考え方は、都市計画マスタープランの目標をもとにしつつ、被災前よりも災害に強いまちを目指す等、より良いまちを目指すことを念頭におく

復興まちづくりの目標

- 復興で目指す都市構造の考え方
- 復興時の目標設定の考え方

復興まちづくりの実施手法

- 復興まちづくりの実施手法のイメージ

復興まちづくりの進め方

- 復興まちづくりの進め方や、住民との関わり方

3. 事前復興まちづくり計画を策定する

事前復興まちづくり計画に、復興体制、復興手順、復興訓練、基礎データの整理、分析、復興まちづくりの実施方針を含めた総合的な計画を作成する

事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン【概要】

- 国土交通省では、平成30年に「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を策定し、地方公共団体における復興の体制や手順、目標の事前検討等の復興事前準備の取組みを推進。
- 令和5年7月に**、地方公共団体による復興まちづくりの目標や実施方針の検討、事前復興まちづくり計画の策定が進むよう、**「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン」を策定。**

ガイドライン検討委員会

開催経緯

令和5年 1月10日 第1回検討委員会 2月27日 第2回検討委員会
 3月22日 第3回検討委員会 5月31日 第4回検討委員会
 7月18日 ガイドライン 公表

委員名簿

(◎委員長)

- ◎ 中林 一樹 東京都立大学 名誉教授
- 姥浦 道生 東北大学大学院工学研究科都市・建築学専攻 教授
- 加藤 孝明 東京大学 生産技術研究所 教授
- 武村 雅之 名古屋大学減災連携研究センター 特任教授
- 中村 英夫 日本大学理工学部土木工学科 教授
- 江田 隆三 認定特定非営利活動法人 日本都市計画家協会 副会長
- 小出 和郎 一般社団法人都市計画コンサルタント協会 会長
- 伊東 健二 東京都都市整備局市街地整備部 都市防災担当課長
 ※令和5年度より野中聡課長に交代
- 上柏 卓弥 和歌山県県土整備部都市住宅局 都市政策課 課長
 ※令和5年度より米田拓司課長に交代
- 竹谷 修一 国立研究開発法人 建築研究所 住宅・都市研究グループ 上席研究員

オブザーバー 内閣府政策統括官（防災担当）付、国土交通省都市局都市計画課、市街地整備課
 事務局 国土交通省都市局都市安全課

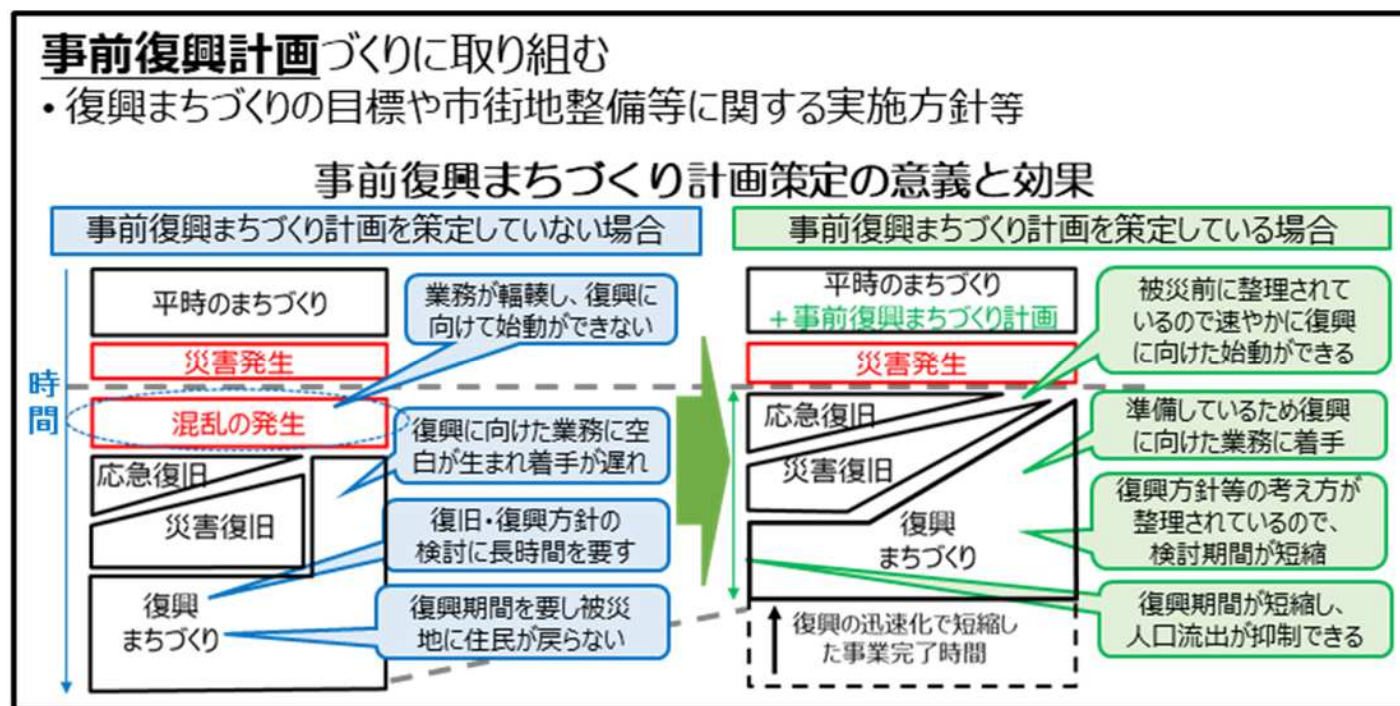
ガイドラインの概要

●事前復興まちづくり計画としてとりまとめる内容

項目	想定される記載内容の例示
①被害想定やまちの課題	・地域特性、被害の分布、規模等、復興時の課題
②復興まちづくりの目標・実施方針	・復興まちづくりの目標、基本的な考え方 ・復興まちづくりの方針 ・将来の都市構造 ・分野別の方針
③目標の実現に向けた課題	・目標を実現するための課題
④課題解決のための対応策	事前に決めておくべき事項 ・体制、手順に関わること、復興まちづくりの工程に関すること
	事前に実施すべき事項 ・職員訓練 ・基礎データの準備に関すること ・住民との復興訓練等 ・防災・減災対策 等

●事前復興まちづくり計画策定の意義と効果

- ・復興まちづくりの目標や市街地整備等に関する実施方針が定まり、発災後に早期かつ的確な復興が可能
- ・計画の検討プロセスを経ることで、市町村職員の能力向上や住民の意識向上等が図られる



●計画のとりまとめ方法

- ・単独の計画としてとりまとめる方法と、法定計画等の中にまとめて位置づける方法等がある。
- ・計画の全体を公表する方法や、計画の概要や一部、住民と共有すべき内容等を公表する方法等がある。

都市防災総合推進事業(防災・安全交付金)

【ソフト対策】

○ 事前復興まちづくり計画策定（1 / 3 補助）

- ・大規模災害を想定し、事前に復興まちづくり計画を策定することを目途とした、事前復興準備の取組に対して支援。（※復興まちづくりのための事前準備ガイドライン（平成30年7月）を参照）

＜主な支援内容＞

訓練

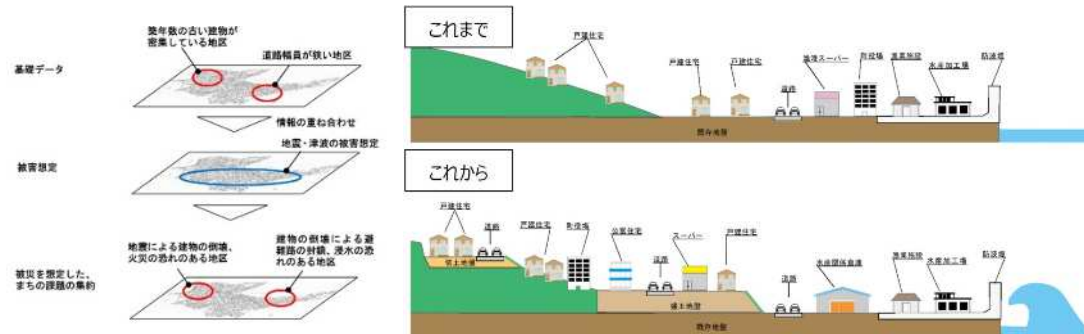
例：講習会の開催、ワークショップの開催、復興イメトレなど、自治体職員および住民への事前復興に関する啓発訓練に要する経費
※オンラインで開催するものを含む

基礎データ

例：まちの基礎データと被害想定を重ね合わせ、インフラ関連の台帳、地籍調査などの都市の基礎データの事前整理、分析

目標

例：まちづくり課題の抽出、復興手法の検討、事前復興計画の作成



（訓練）地元住民と復興訓練の開催（基礎データ）ハザードマップの整理（目標）具体的な復興イメージの事前検討・作成

復興事前準備の5つのポイント

体制の事前検討

復興まちづくりを進めるにあたり、どのような体制で、どの部署が主体となって進めていくかを明確に決めておく。

手順の事前検討

どのような時期に、どのような対応が生じるのかを把握、整理し、どのような手順で実施していくかを決めておく。

訓練の実施

職員が市街地復興への理解と知見を得るための、復興訓練を実施する。

基礎データの事前整理、分析

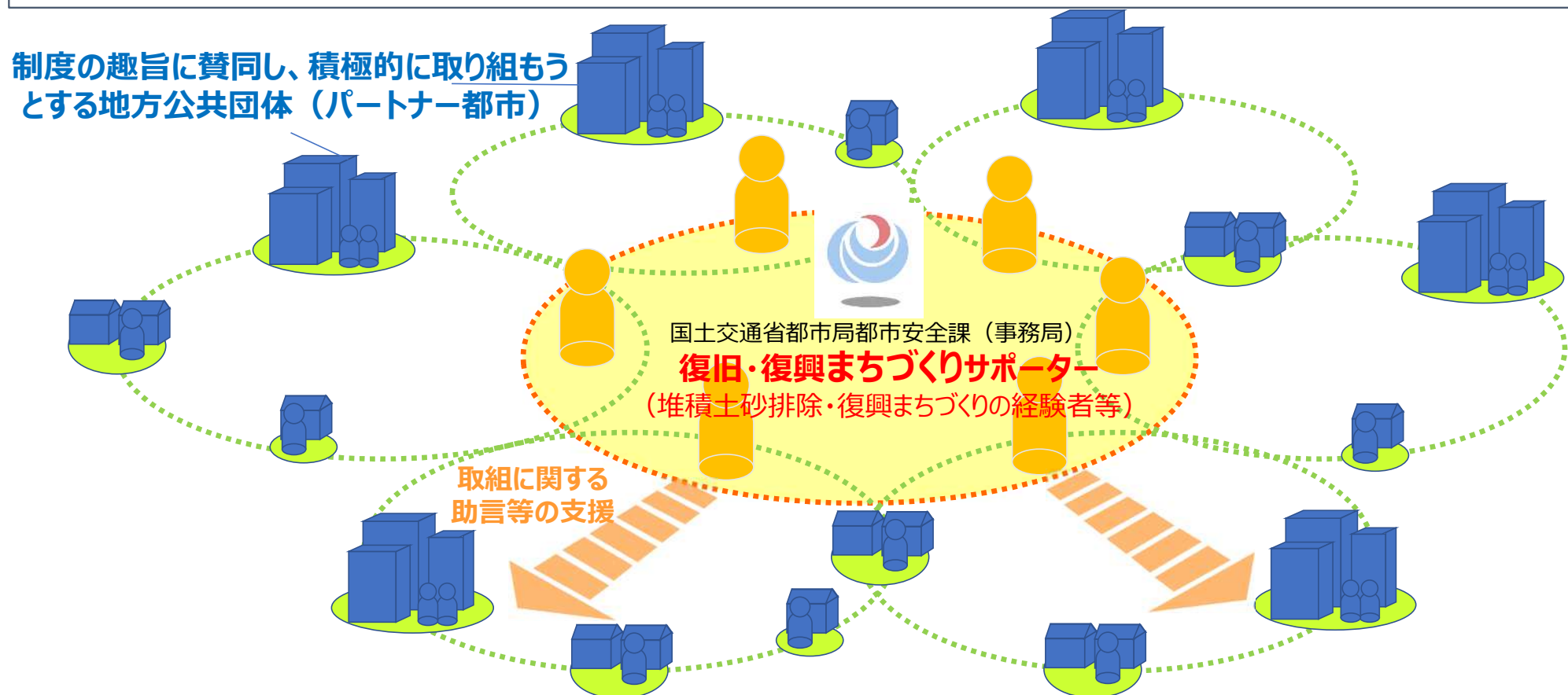
どのような基礎データがあるのかを確認し、まちの課題を分析する。
不足データの追加・充実、継続的な更新等、基礎データを整備しておく。

目標の事前検討

市町村での被害想定とまちの課題をもとに、被災後の復興まちづくりの目標と実施方針を検討しておく。

＜制度概要＞

- 「堆積土砂排除事業」「復興まちづくりのための事前準備」の2分野について、経験を有しており、他の地方公共団体へノウハウを伝授できる地方公共団体の職員及びOBを「復旧・復興まちづくりサポーター」として登録
- サポーターからノウハウを受け継ぎ自らの対応力を高め、相互の意見交換等を通じて、全国的に取り組みを波及させる一助としたいと考える地方公共団体（「パートナー都市」）からなる「都市安全ネットワーク」を形成することで、全国における取り組みの推進・質の向上を図る。



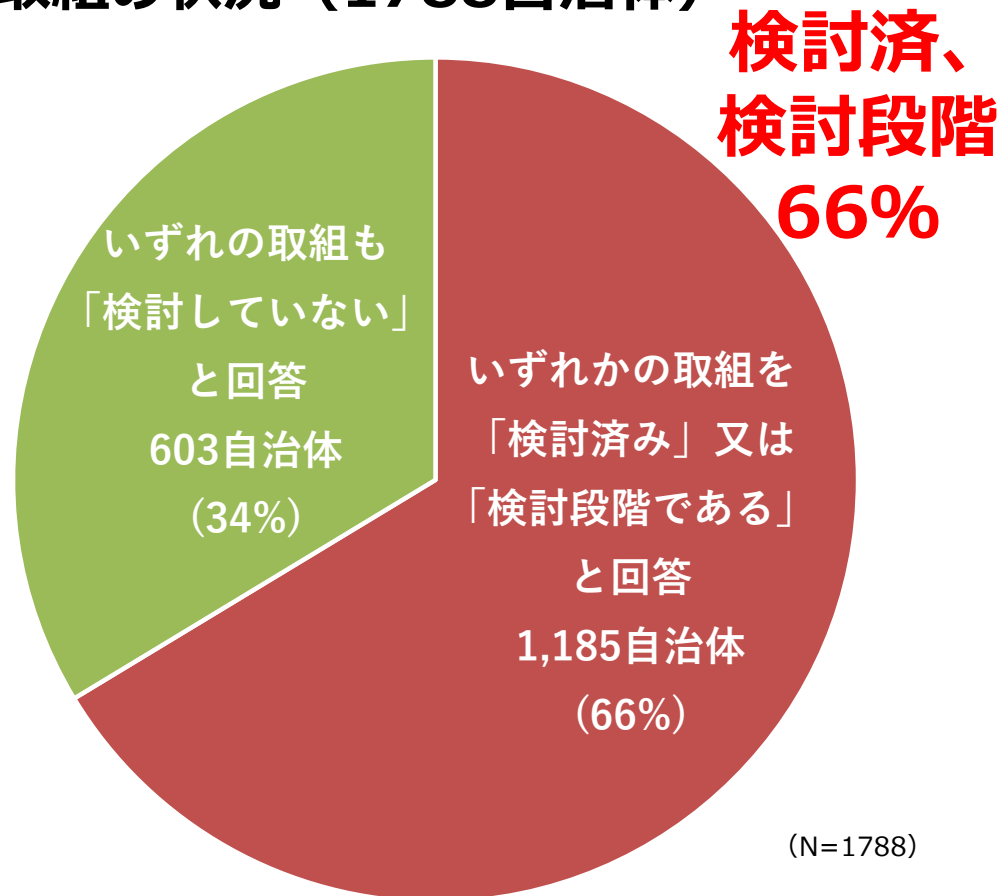
サポーター及びパートナー都市からなる「都市安全ネットワーク」
（堆積土砂排除事業や復興まちづくりのための事前準備に関する情報共有等の連携の場）

本日の内容

1. 復興の検証と事前復興
2. 復興事前準備、事前復興まちづくり計画の内容
3. 復興事前準備の取り組み状況
4. 事前復興まちづくり計画の事例
5. 復興を考える4つのポイント
～手順と目標、地域と人～
6. もう一度事例を見てみる
7. 復興デザイン研究体への期待

- 「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン（平成30年7月公表）」に示す5つの取組のうち、いずれかの取組について、令和5年7月末時点で「検討済み」又は「検討段階である」と回答したのは1,185自治体（約66%）
- 前年度と比較すると、「検討済み」又は「検討段階である」と回答した自治体は、31自治体増えている。
R4：1,154自治体（約65%）→ R5：1,185自治体（約66%）

■ 取組の状況（1788自治体）



注：数値は、小数点以下を四捨五入

（参考）復興まちづくりのための事前準備の取組内容

復興体制の事前検討

復興まちづくりにおいて、どのような体制で、どの部署が主体となって進めていくのかを明確に決めておく。

体制

復興手順の事前検討

どのような対応が、どのような時期に生じるのかを把握、整理し、どのような手順で実施していくのかを決めておく。

手順

復興訓練の実施

職員が復興まちづくりへの理解と知見を得るための、復興訓練を実施する。

訓練

基礎データの事前整理、分析

どのような基礎データがあるのかを確認し、まちの課題を分析しておく。不足データの追加・充実、継続的な更新等、基礎データを整備しておく。

基礎データ

復興における目標等の事前検討

市町村での被害想定とまちの課題をもとに、被災後の復興まちづくりの目標と実施方針を検討しておく。

目標

<調査概要>

- ・調査時点：令和5年7月末時点
- ・調査対象：全国の都道府県及び市区町村（1788自治体）を対象に調査し、1788自治体（100%）から回答

復興まちづくりのための事前準備の取組状況(令和5年7月末時点)

国土交通省資料

都道府県別の取組状況

(N=1788)

都道府県名	取組状況	都道府県名	取組状況	都道府県名	取組状況
北海道	78 102	新潟県	18 13	岡山県	18 10
青森県	14 27	富山県	6 10	広島県	11 13
岩手県	18 16	石川県	13 7	山口県	11 9
宮城県	26 10	岐阜県	23 20	徳島県	25
秋田県	10 16	静岡県	36	香川県	7 11
山形県	23 13	愛知県	48 7	愛媛県	19 2
福島県	34 26	三重県	24 6	高知県	31 4
茨城県	36 9	福井県	13 5	福岡県	49 12
栃木県	17 9	滋賀県	12 8	佐賀県	11 10
群馬県	16 20	京都府	15 12	長崎県	8 14
埼玉県	53 11	大阪府	34 10	熊本県	29 17
千葉県	43 12	兵庫県	32 10	大分県	15 4
東京都	61 2	奈良県	36 4	宮崎県	19 8
神奈川県	30 4	和歌山県	27 4	鹿児島県	22 22
山梨県	17 11	鳥取県	12 8	沖縄県	25 17
長野県	48 30	島根県	12 8		

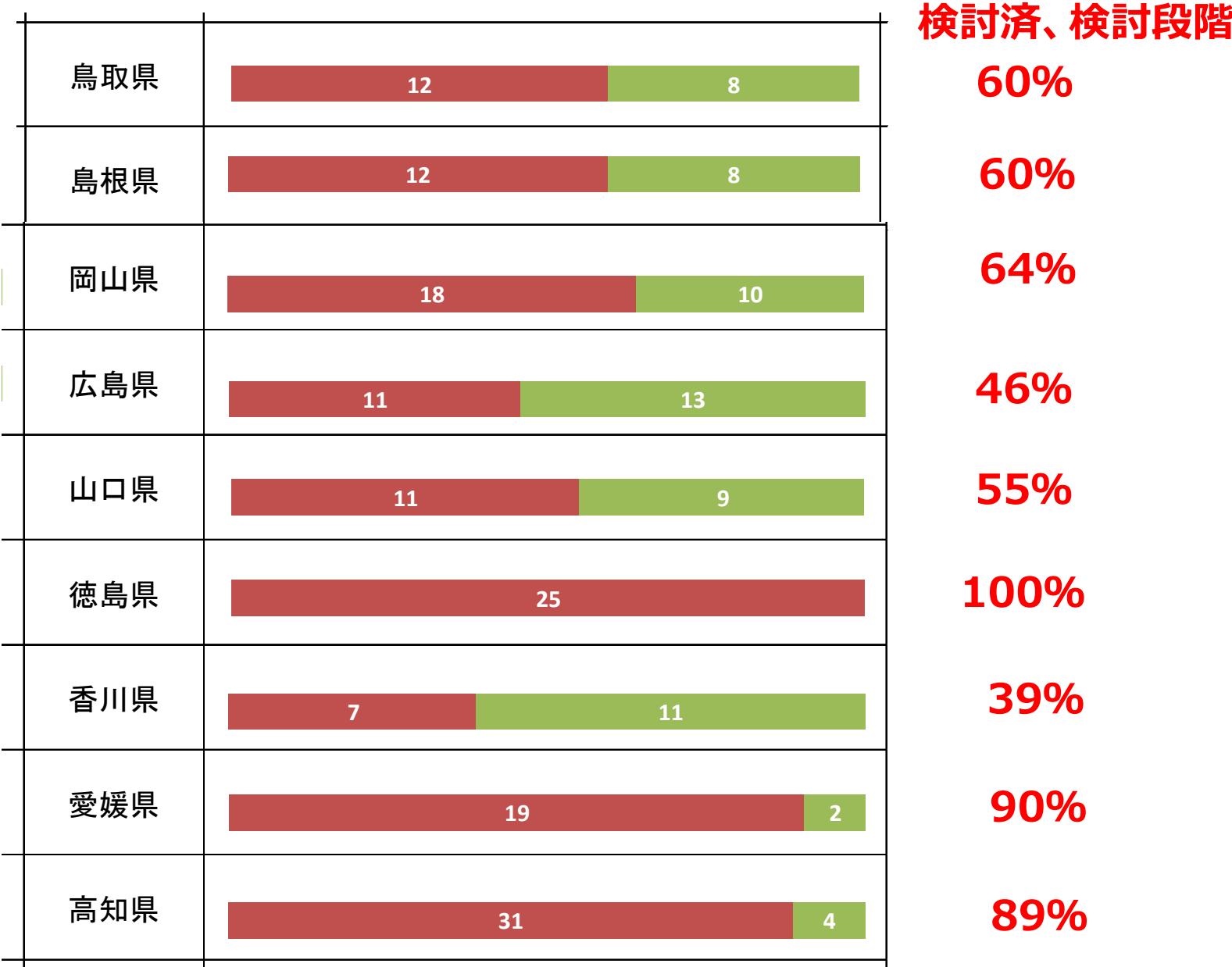
(取組状況の凡例 ■:いずれかの取組を「検討済み」または「検討段階」と回答した自治体 ■:いずれの取組も「検討していない」自治体)

復興まちづくりのための事前準備の取組状況(令和5年7月末時点)

国土交通省資料

都道府県別の取組状況

検討済み、検討段階
検討していない



復興まちづくりのための事前の取組状況（令和5年7月末時点）

○取組着手率は、政令指定都市が90%、特例市が約78%、中核市が約77%など、自治体の規模が大きくなるにつれて高い傾向がみられる。

○小規模自治体の町村においては、全体の着手率約66%よりは低いものの、昨年度と比較すると増加傾向である。（約58%→約61%）

■自治体種類別の検討状況

(N=1788)

自治体種類	取組状況
政令指定都市 (20自治体)	
特別区 (23自治体)	
特例市 (23自治体)	
中核市 (62自治体)	
その他の市 (687自治体)	
町村 (926自治体)	

<参 考>

	取組状況
全体 (1788自治体)	

復興まちづくりのための事前準備の取組状況（令和5年7月末時点）

- 取組着手率は、南海トラフ地震の被害想定地域で約74%、うち津波被害想定地域で約91%、首都直下地震の被害想定地域で約81%と、大規模災害の被害が想定される地域で高い傾向。
- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域については、全体よりも低い着手率であるが半数以上は取り組んでいる。

■ 想定される災害種類別の検討状況

(N=1788)

想定される災害種類	取組状況
南海トラフ地震 (地震・津波被害) (707自治体) ※1	525 (74%) 182 (26%)
南海トラフ地震 (津波被害) (139自治体) ※2	126 (91%) 13 (9%)
首都圏で発生する地震等の災害 (地震・津波被害) (309自治体) ※3	250 (81%) 59 (19%)
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 (地震・津波被害) (272自治体) ※4	159 (59%) 113 (41%)
日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 (津波被害) (108自治体) ※5	63 (58%) 45 (42%)

※1 南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている市区町村（震度6弱以上、津波高3m以上で海岸堤防が低い地域等）

※2 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されている市区町村（津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域等）

※3 首都直下地震緊急対策区域に指定されている市区町村（震度6弱以上、津波高3m以上で海岸堤防が低い地域等）

※4 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されている市区町村（震度6弱以上、津波高3m以上で海岸堤防が低い地域等）

※5 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域に指定されている市区町村（津波により30cm以上の浸水が地震発生から40分以内（茨城県以南は30分以内）に生じる地域等）

<参考>

	取組状況
全体 (1788自治体)	1,185 (66%) 603 (34%)

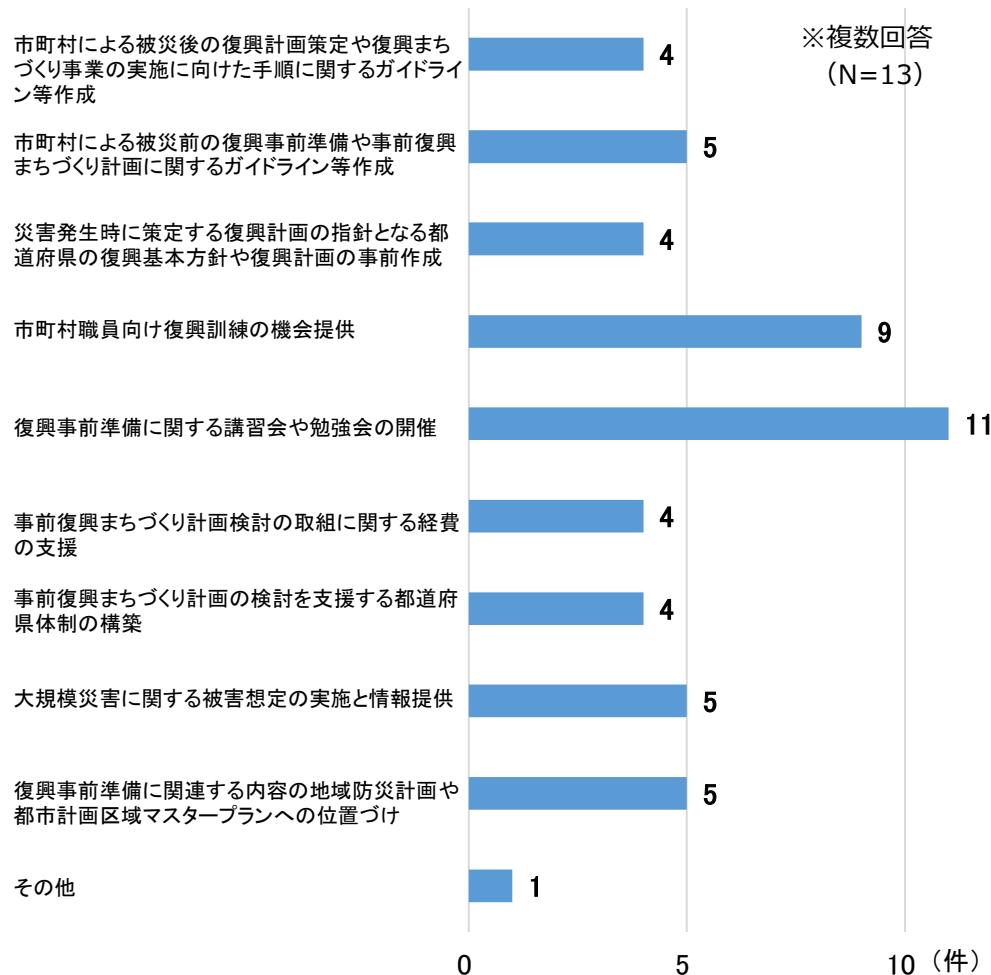
(取組状況の凡例 ■:いずれかの取組を「検討済み」または「検討段階」と回答した自治体(%) ■:いずれの取組も「検討していない」自治体(%))

都道府県の復興まちづくりのための事前準備の取組状況（令和5年7月末時点）

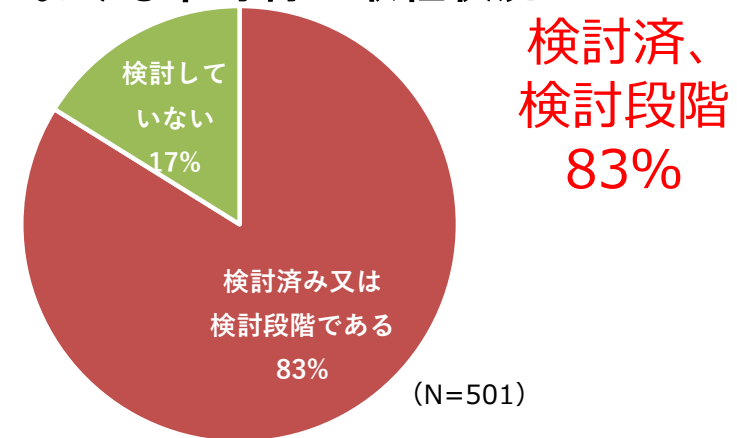
○市町村に対して様々な支援や情報提供を行っている都道府県の具体的な取組内容をみると、「復興事前準備に関する講習会や勉強会の開催」「市町村職員向け復興訓練の機会提供」が多い。

○市町村に対して復興事前準備を促している都道府県では、市町村の取組着手率が高い傾向にある。

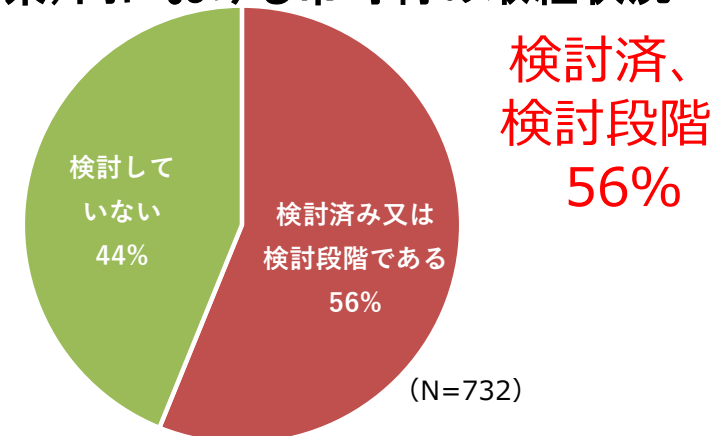
■ 都道府県による市町村への支援内容



● 市町村への支援を行う都道府県（13県）内における市町村の取組状況



● 市町村への支援を行っていない都道府県（16県）内における市町村の取組状況



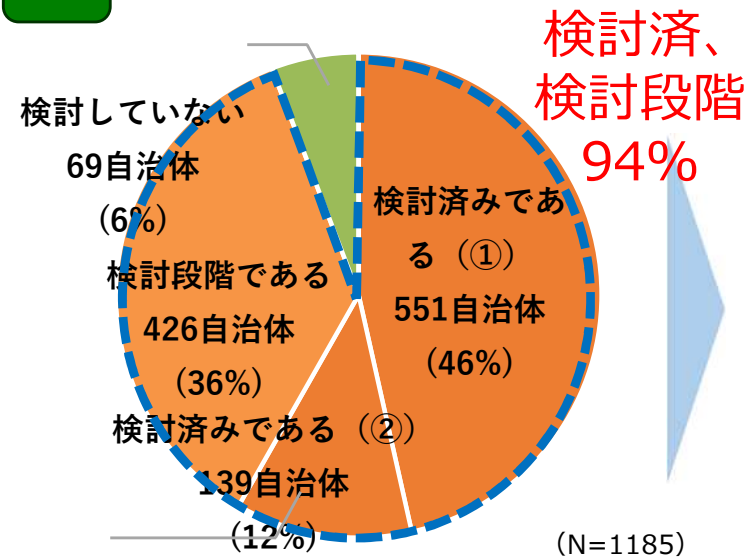
復興まちづくりのための事前準備の取組状況（令和5年7月末時点）

■ 個別の取組(5項目)の検討状況

<凡例>

- ・検討済みである(①)：地域防災計画等に位置づけをしている
- ・検討済みである(②)：地域防災計画等には位置づけしていない

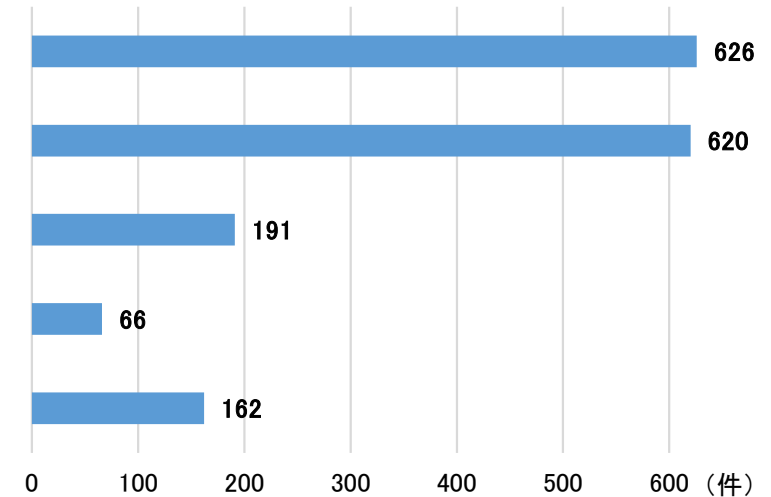
体制 復興体制の事前検討



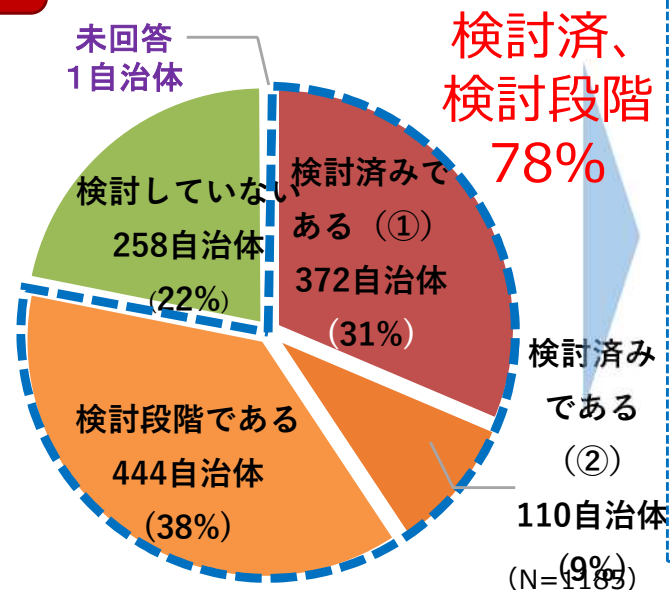
【検討済み、検討段階の内訳】

※複数回答
(N=1070)

庁内の復興推進体制(災害復興本部の立ち上げ)を整理
 庁内関係各課での役割分担を整理
 被災後の住民との関わり(方法など)を整理
 学識経験者やコンサルタントとの協力体制を整理
 その他



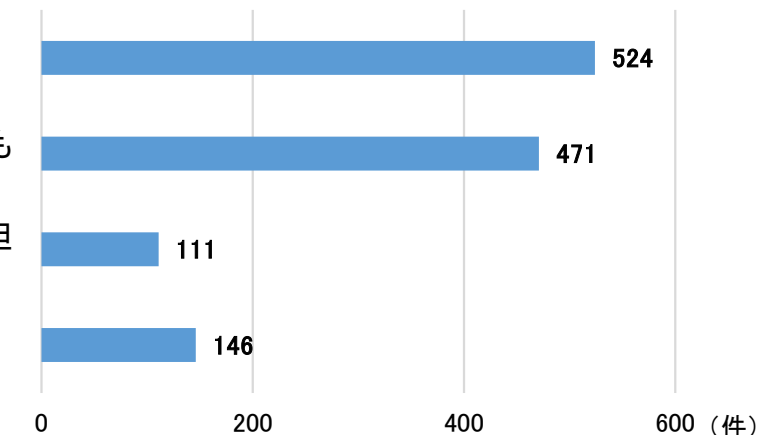
手順 復興手順の事前検討



【検討済み、検討段階の内訳】

※複数回答
(N=889)

被災後の復興手順を整理
 庁内関係各課の役割分担も含めた復興手順を整理
 住民や事業者との役割分担も含めた復興手順を整理
 その他



注：数値は、小数点以下を四捨五入

復興まちづくりのための事前準備の取組状況（令和5年7月末時点）

■ 個別の取組(5項目)の検討状況

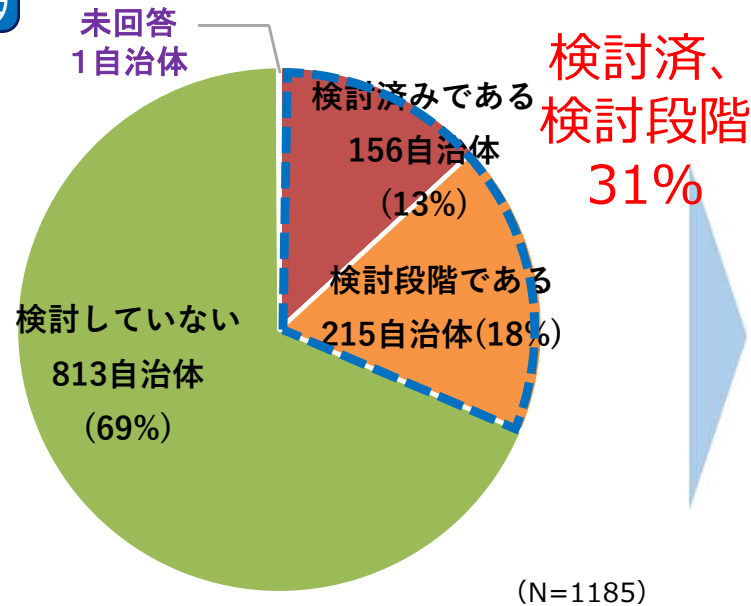
(N=1185)

<凡例>

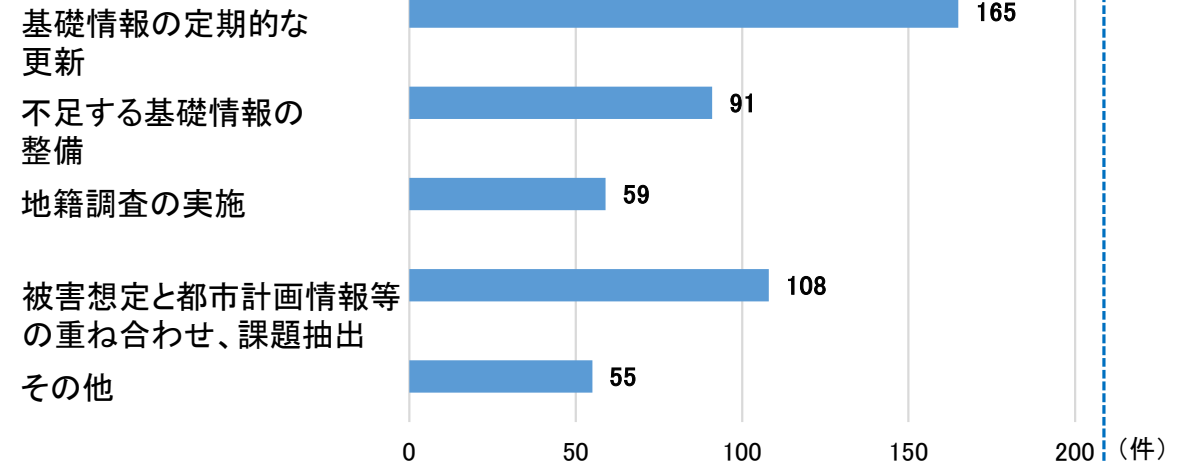
- ・検討済みである(①)：地域防災計画等に位置づけをしている
- ・検討済みである(②)：地域防災計画等には位置づけしていない

基礎
データ

基礎データの事前整理、分析



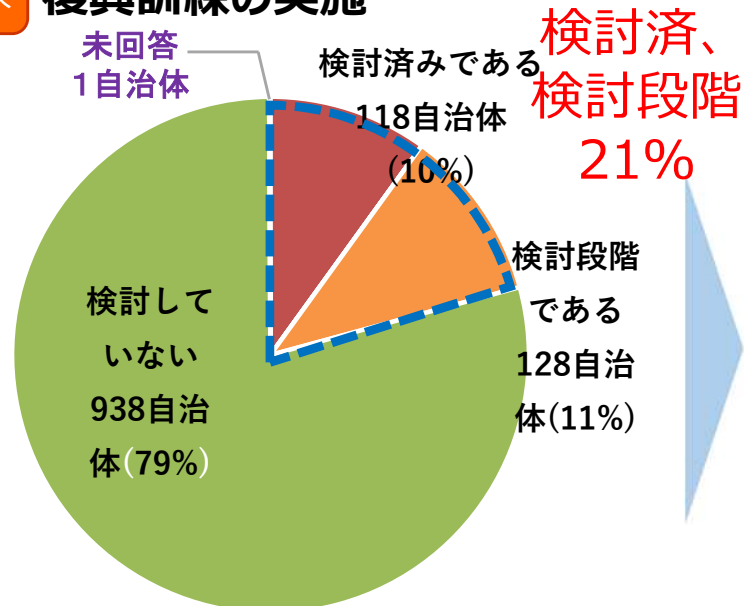
【検討済み、検討段階の内訳】

※複数回答
(N=315)

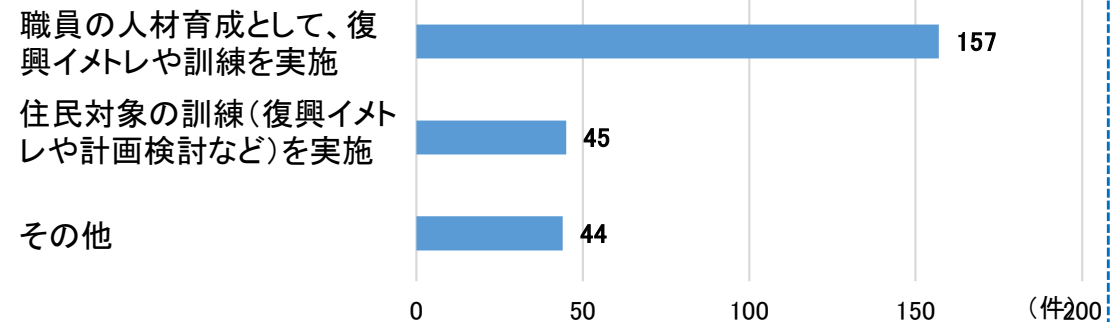
注：数値は、小数点以下を四捨五入

訓練

復興訓練の実施



【検討済み、検討段階の内訳】

※複数回答
(N=211)

復興まちづくりのための事前準備の取組状況（令和5年7月末時点）

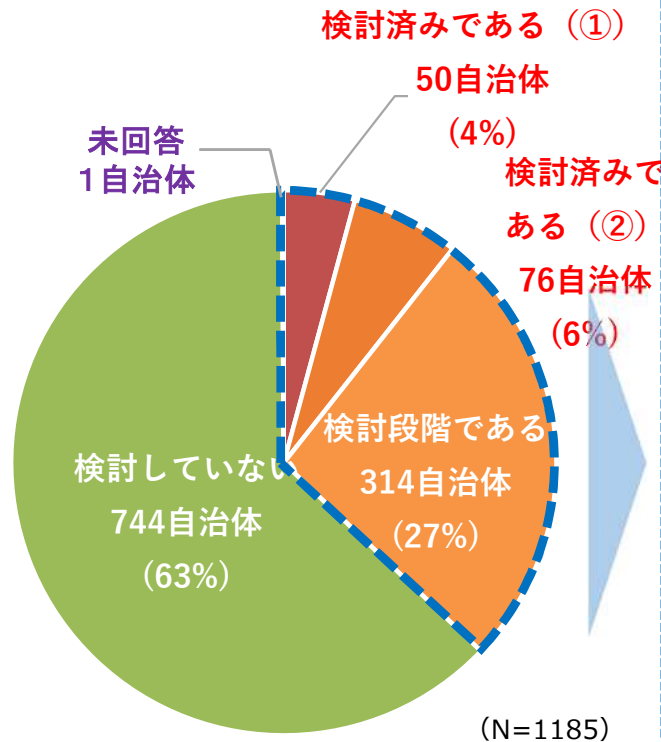
■個別の取組(5項目)の検討状況

目標

復興における目標等の事前検討

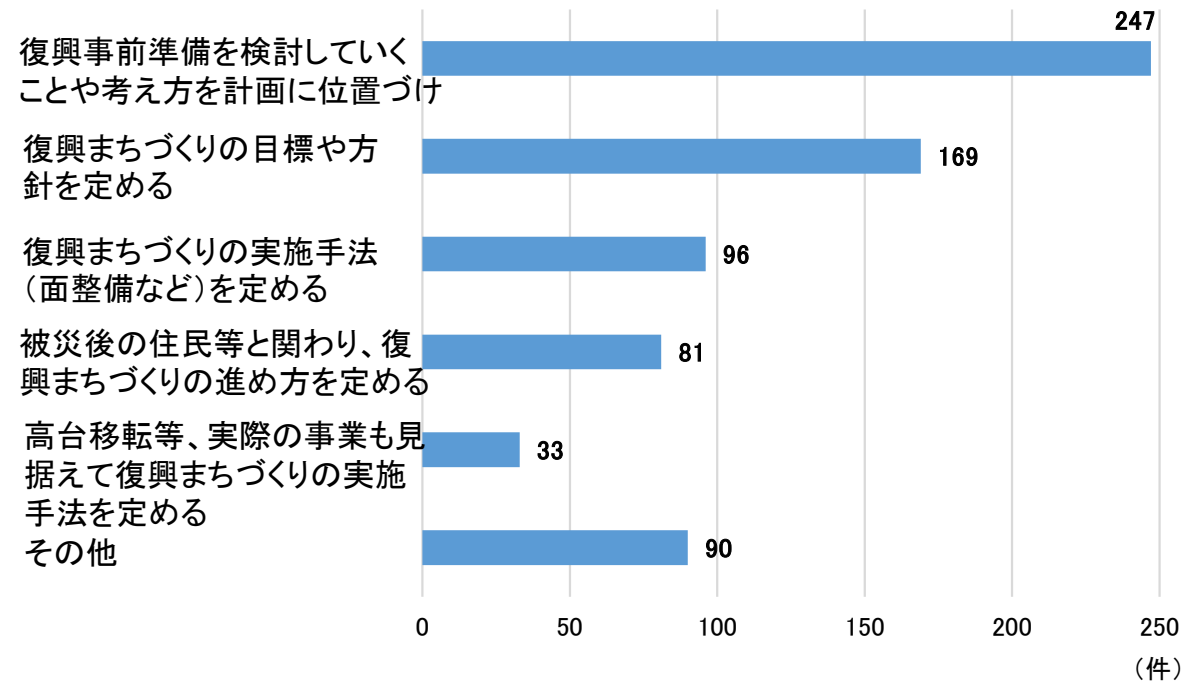
<凡例>

- ・検討済みである(①)：地域防災計画等に位置づけをしている
- ・検討済みである(②)：地域防災計画等には位置づけしていない



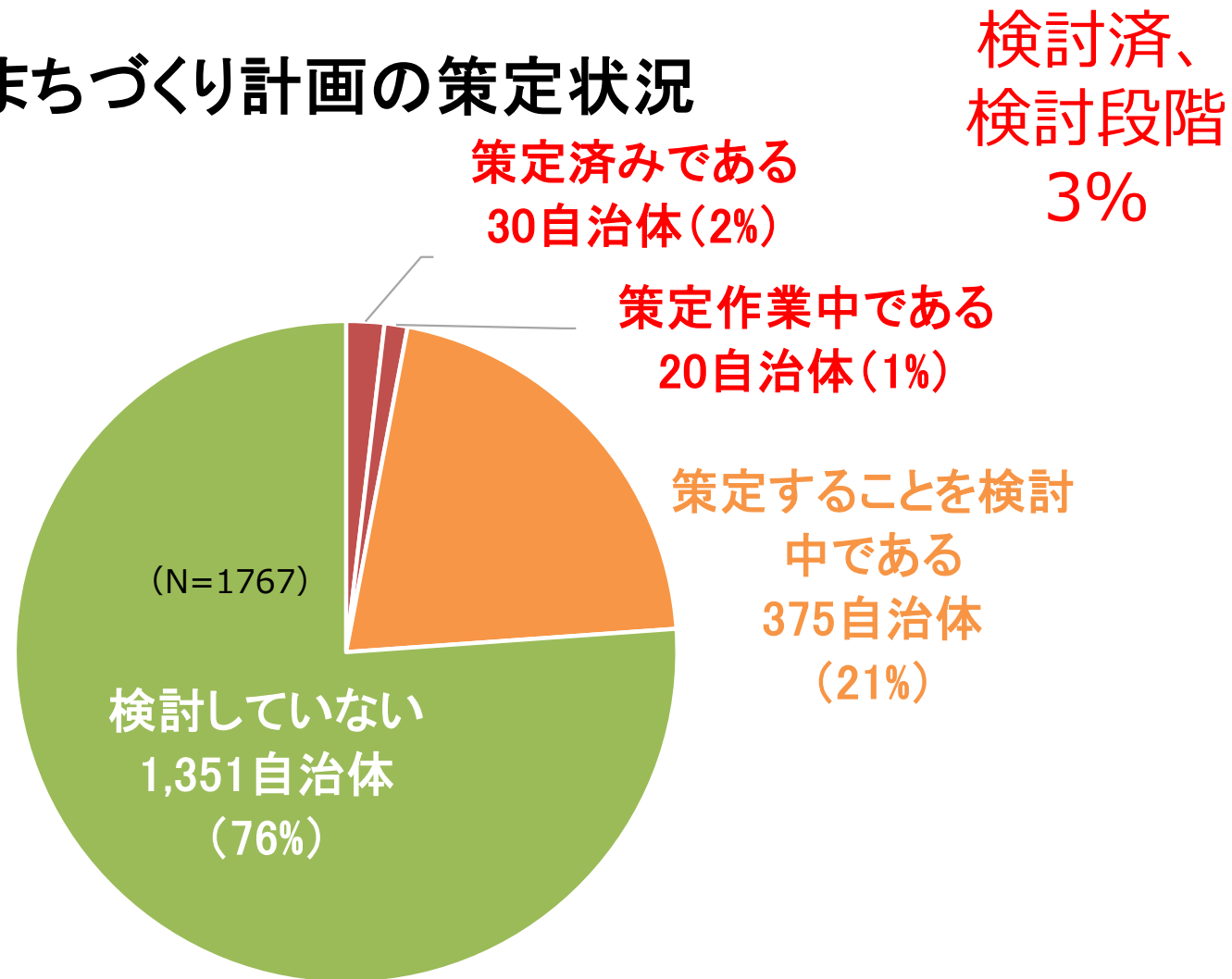
検討済、
検討段階
36%

【検討済み、検討段階の内訳】

※複数回答
(N=425)

■ 事前復興まちづくり計画の策定状況

○ 事前復興まちづくり計画の策定状況



まとめ

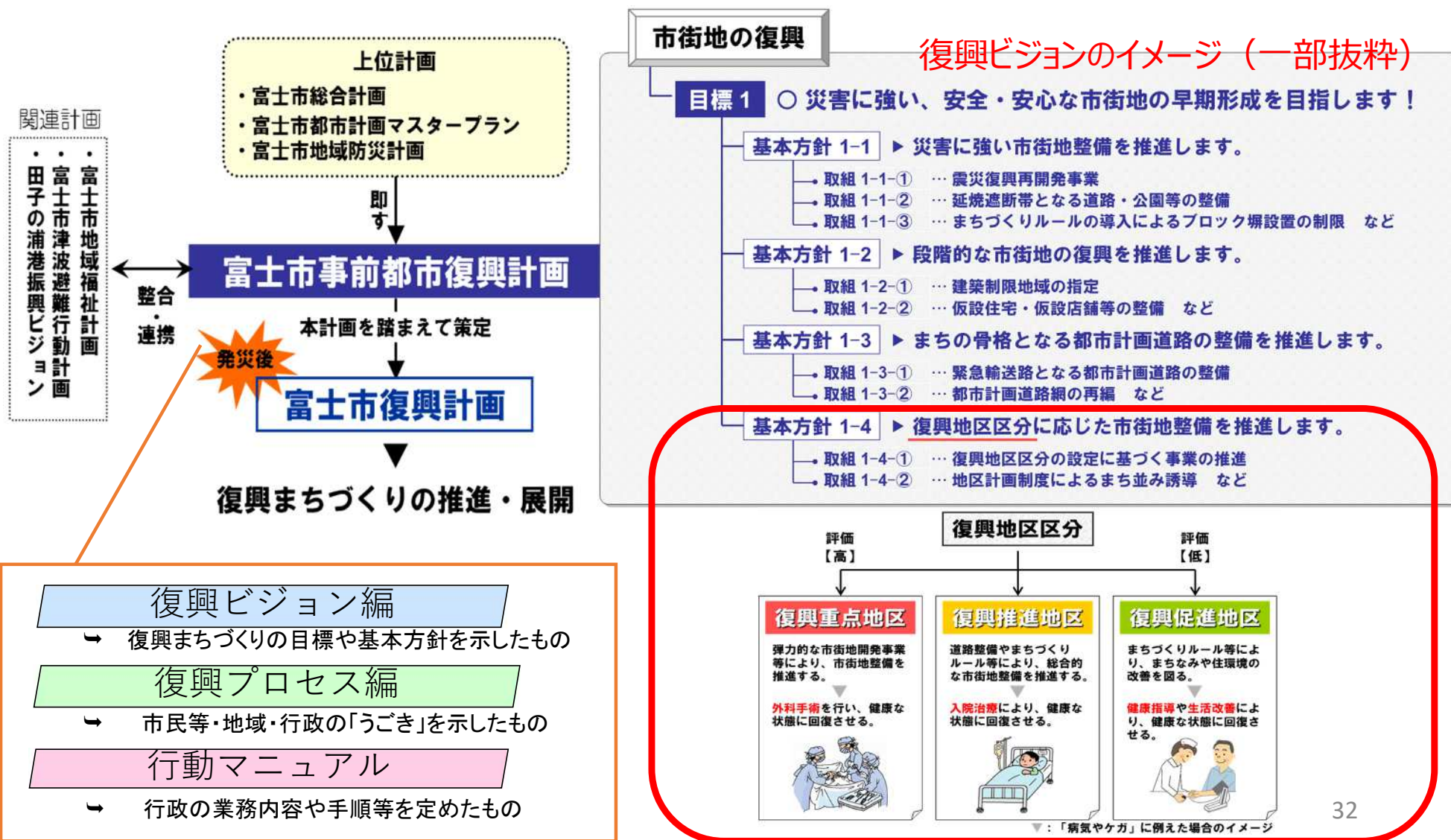
- 復興事前準備のポイントは、手順と目標
- 復興事前準備は全国で取り組み（66%）
- 小規模な自治体では取り組みが遅れ
- 手順は進捗
- 目標は遅れている

本日の内容

1. 復興の検証と事前復興
2. 復興事前準備、事前復興まちづくり計画の内容
3. 復興事前準備の取り組み状況
4. 事前復興まちづくり計画の事例
5. 復興を考える4つのポイント
～手順と目標、地域と人～
6. もう一度事例を見てみる
7. 復興デザイン研究体への期待

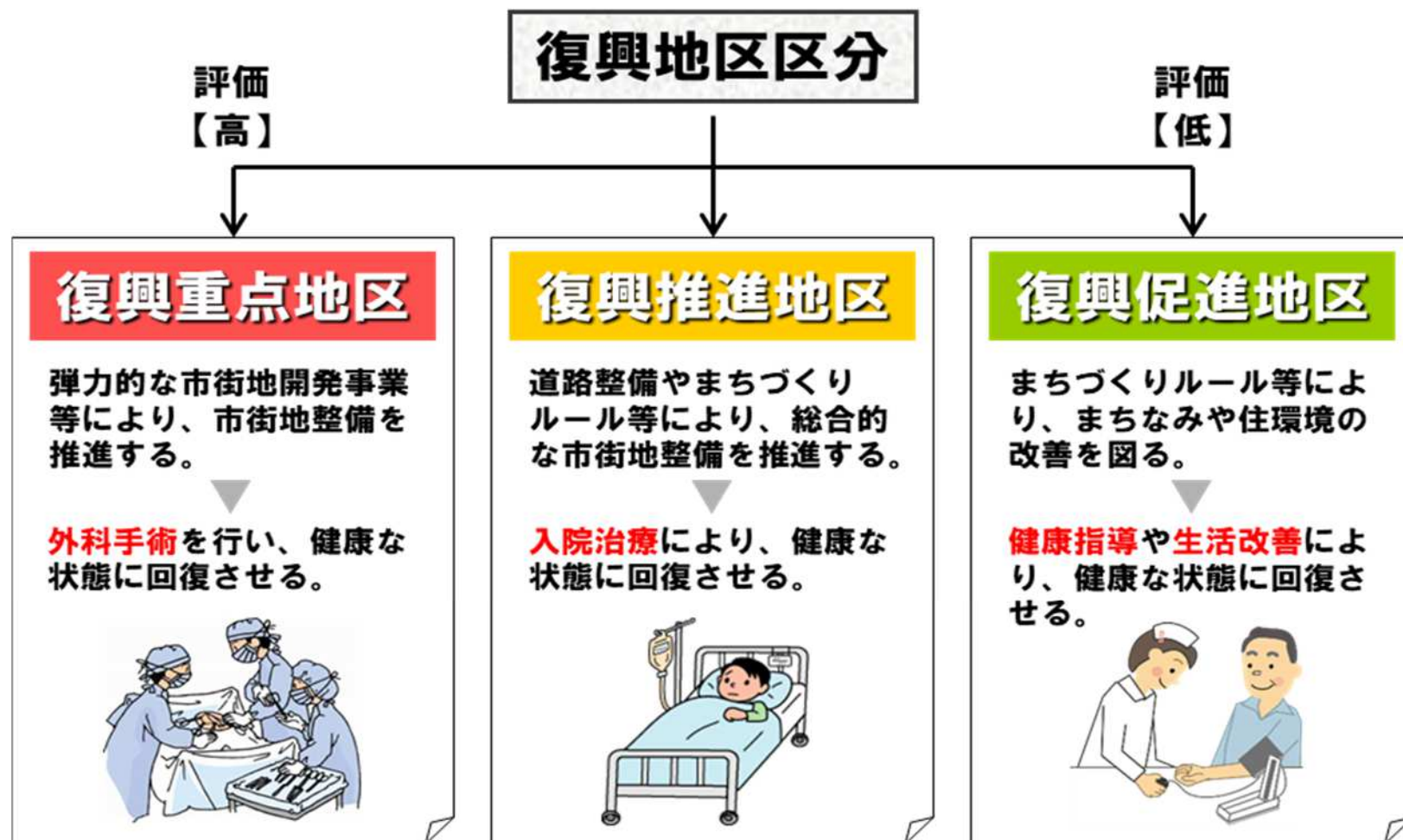
■静岡県富士市

- あらかじめ、復興の課題を想定し、復興まちづくりの方向性や進め方を定めた「富士市事前都市復興計画」をH28.3に策定（発災後策定する復興計画は、本計画を踏まえて策定）。
- さらに、復興まちづくりへの合意形成のため、平時から地域毎に「復興まちづくり訓練」を実施。



基本方針 1-4 ▶ 復興地区区分に応じた市街地整備を推進します。

- 取組 1-4-① … 復興地区区分の設定に基づく事業の推進
- 取組 1-4-② … 地区計画制度によるまち並み誘導 など



▼：「病気やケガ」に例えた場合のイメージ

■和歌山県太地町

- 太地町では、R3.3に「**太地町都市計画マスタープラン**」を策定し、**復興事前準備の取組の推進を位置づけ**。
- 大規模災害から早期の復興を実現するため、復興まちづくりの方針等を記した「**太地町事前復興計画**」を策定。
- 計画策定後、**住民説明会を開催し、計画の概要版のリーフレットを用いて復興事前準備の必要性を周知しながら、意見交換を実施**。

■「太地町都市計画マスタープラン」と「太地町事前復興計画」の位置づけ

太地町の都市計画に関する基本的な方針
太地町都市計画マスタープラン

整合



関連する計画

- ・太地町公共施設等総合管理計画
- ・太地町地域強靱化計画
- ・**太地町事前復興計画** など

■住民説明会を開催し、住民と意見交換

○「太地町事前復興計画」を策定後、住民説明会を開催。町内10地区に加え、全地区（2回）の計12回実施。（各1時間程度）

○説明会においては、事前復興計画は、「たたき台」にすぎず、これから住民自身の手でつくりあげていくため、変化していく計画であることを強調



【説明会の様子】

【説明会の流れ】

- ・事前復興計画とは
- ・南海トラフで発生する地震
- ・過去の地震発生状況
- ・南海トラフ地震臨時情報
- ・「概要版」の説明
- ・地震に対する備え
- ・防災対策に係る各種補助
- ・意見交換・質問等

■「太地町事前復興計画」の主な記載事項

- 基本的な方針
- 復興まちづくりの方針
（土地利用、土地施設、市街地開発事業、防災施設配置に関する基本方針）
- 復旧期の実施事項と事前準備事項
- 復興まちづくりイメージ
- 被災前に取り組んでおくべき事項

※「太地町都市計画マスタープラン」より（「太地町事前復興計画」については、概要版のみ公表されており、本体計画については、現時点では非公表）

■計画の概要版リーフレット

- 事前復興計画を住民に説明するための資料として概要版リーフレットを作成。
- 概要版は上空から見た手書きのパス図で分かりやすく、柔らかい表現ができるよう配慮

【概要版リーフレットの表紙】

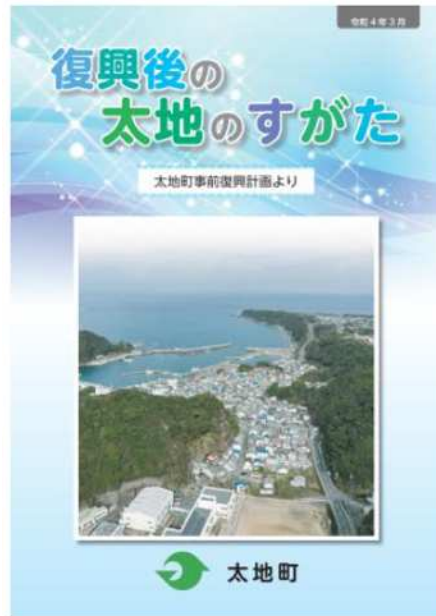


【復興まちづくりのイラスト】



■ 計画の概要版リーフレット

【概要版リーフレットの表紙】



【復興まちづくりのイラスト】



【概要版リーフレットの構成】

- 目的、○被害想定
- 事前復興の基本的な方針
 - ・命を守るまちづくり
 - ・暮らしやすさを高めるまちづくり
 - ・産業を守るまちづくり

○まちづくりの時間的なとらえ方

○事前の取組

- ・町役場の移転
- ・高台・アクセス道路の整備
- ・切土・盛土等調査設計の事前検討
- ・上水道における耐津波対策の検討
- ・地籍調査の推進

○復旧・復興期の主な整備方針(案)

- ・応急仮設住宅の候補地
- ・海岸堤防を整備した上で、低地部の居住誘導エリアは盛土で浸水を抑制
- ・盛土部より海側は原則非可住地とし、公園や産業ゾーンを検討

○復興まちづくりのイラスト

<復興事前準備のワークショップ>を行った事例>

体制 手順 訓練 基礎データ 目標

国土交通省資料より作成

■徳島県

○県では、R3年に「事前復興まちづくり」の住民ワークショップを実施。

○県が主体となり、市にも地元組織等のつなぎ役など協力依頼を行いながら実施。

○今後、住民が復興事前準備の必要性・重要性に気づきやすくすることにより、地域の自助・共助活動として復興事前準備の浸透を図ることをねらいとした。

■事前復興まちづくりワークショップの概要(R3.11実施)

【第1回】事業説明・情報共有・住民アンケート（復興を知りましょう）

「事前復興まちづくり」のねらいや対象地区の現況等の情報を共有し、「南海トラフ巨大地震」への備えについて考える。

【第2回】生活と産業の再建シナリオの検討（生活の再建を考えましょう）

世帯属性、各世帯の被災状況等を設定し、被災住民になりきって、生活と産業を再建するシナリオを作成する。

【第3回】市街地の課題抽出及び復興シナリオの検討（まちの復興を考えましょう）

生活再建と産業再建のシナリオを踏まえ、被災後と平時を含めた課題を抽出し、それを踏まえ、被災状況等を勘案して市街地を復興するシナリオを作成する。

【報告会】成果について情報共有

ワークショップR4年度モデル自治体

- ・阿南市津乃峰地区（約3,000人）
- ・海洋町穴喰浦地区（約1,651人）

【今後の展開】

市町村の取組を促すべくノウハウ等を展開する説明会の開催

【第1回】住民アンケートの内容(一部抜粋)

設問項目	1. あなたがここにすむ理由	2. まちへの愛着について	3. 被災後はどこで再建	4. 住まいの種類
世帯属性	理由の明確化	まちへの愛着の有無	現在の場所に住み続けるor移転	望む住まいの種類
世帯①	※対象地区になぜ住んでいるのかを明らかに	※愛着を感じているのか否か	※現在の場所に住み続けるか、移転を望むか	※持ち家・借家・共同住宅・公営住宅・その他
世帯②				
世帯③				
世帯④				

南海トラフ地震えひめ事前復興推進指針（令和３年３月）

宇和海沿岸地域 南海トラフ地震事前復興共同研究

- 愛媛県、宇和島市、八幡浜市、西予市、伊方町、愛南町、
愛媛大学防災情報研究センター、東京大学復興デザイン研究体

■指針の構成

事前復興を理解し、取り組みの必要性に気づく

第１部 事前復興の基礎

- ・本指針における「事前復興の定義」や、「事前復興計画」と「事前復興まちづくり計画」の位置づけ、事前復興の取り組みの必要性等、事前復興に取り組むにあたって必要な情報等を整理。

事前復興を知り、事前復興に取り組む

第２部 事前復興の取り組み

- ・「住まい」と「まちづくり(計画と事業)」の復興プロセスの検討を踏まえ、事前復興として必要な取り組みを抽出し、体系的に整理。
- ・復興プロセスのそれぞれの取り組みを解説。

事前復興の取り組みを計画に反映

計画に基づき事前復興の取り組みを計画的に実施

第３部 事前復興計画等の策定と運用

- ・本指針では、事前復興計画を「事前復興計画【復興プロセス編】」と「事前復興計画【復興ビジョン編】」，「事前復興まちづくり計画」に分類し、それぞれの策定方法等について解説。

事前復興の取り組みを通じた基盤づくり

基盤づくりによる事前復興の更なる推進

第４部 事前復興の基盤づくり

- ・事前復興の基盤づくりとして、「避難」，「情報と調査」，「教育」について，南海トラフ地震事前復興共同研究における取り組み等を含めて解説。

事前復興に必要な取り組みや計画を理解し、進める

事前復興を進める基盤をつくる

第2章 事前復興の取り組み

・本指針における事前復興の取り組みの体系を定め、項目ごとに取り組みの概要や留意点等を整理。

1. 復興手順等の理解

1-1. 復興プロセスの理解

1-2. 復興に向けた建築制限等の実施方法の理解

2. 復興体制に関する事前検討と構築

2-1. 復興を進める実施体制の事前検討

2-2. 被害状況調査等を進める体制の準備

3. 基礎データと情報の整備と分析

3-1. 各種データと情報の定期的な収集・整理

3-2. 災害リスクの想定

3-3. 現状把握と課題分析

3-4. 被災者情報等の適切な管理

3-5. システムの構築とデジタル化

4. 避難と再建に関する住民意向の調査と分析

4-1. 被災後の調査と分析に向けた準備

4-2. 被災前の調査と分析

5. 支援制度・事業制度等の理解と準備

5-1. 各種の被災者支援制度の理解と準備

5-2. 東日本大震災で活用された復興事業等の理解と準備

6. 復興イメージの事前検討

6-1. 一時的なまちの姿の検討

6-2. 避難から復興までを見据えたまちづくり計画の検討

6-3. 被災後のまちづくり計画の事前検討

7. 事前復興の教育

7-1. 人材育成・教育

【想定】今年のある日、南海トラフ地震（マグニチュード8クラス）が発生しました。激しい揺れと大津波があなたがお住いの地区を襲い、あなたとご家族は住まいと生活の場を失いました。そのため、この日からの数年間、あなたは避難所の生活（1～2ヶ月間）、仮住まいの生活（2～5年間）、そして新たな住まいの再建に取り組むことになりました。そのような大災害に直面したとき、あなたがお考えの再建までの道のりを選択してお答えください。（あなた＝家長または家族の生活を支えている方）

被災前（現在）の生活

〔記入、または各々一つ選択〕

1. ご家族の居住地を教えてください。

〒

市・町

2. あなたの年齢と性別を教えてください。
（世帯主または家族の生活を支えている方）

____ 歳

☐ 男性☐ 女性

3. 世帯人数は何人ですか？

____ 人

4. あなた（またはご夫婦）の家族構成は
どれですか？〔一つ選択〕☐ 親とあなた ☐ あなたと子供☐ 親とあなたと子供 ☐ 4世代☐ 夫婦のみ ☐ 単身 ☐ その他

5. あなたのお子さんは何人ですか？

乳・幼児（ 人） 小学生（ 人）

中学生（ 人） 高校生（ 人）

大学生等・社会人（ 人）

6. ご家族の自動車保有数は何台ですか？

____ 台

7. あなたの職業は何ですか？〔一つ選択〕

☐ 会社員（正社員） ☐ 会社員（契約）☐ 公務員（市・町） ☐ 公務員（国・県）☐ 農業関係 ☐ 漁業関係 ☐ 自営業☐ 無職 ☐ 年金生活 ☐ その他

8. お住いの場所はどうな地形ですか？

☐ 海岸近くの低平地 ☐ 離れた低平地☐ 海岸近くの高台 ☐ 台地・盆地☐ 山中の高台・斜面地 ☐ その他

9. どのような住宅にお住まいですか？

☐ 持家と持土地（一戸建て等）☐ 持家・借地（アパート、マンション等）☐ 借家・賃貸（一戸建て、長屋建て）☐ 借家・賃貸（アパート、マンション）☐ 公営住宅 ☐ 社宅・公務員住宅☐ その他

10. 住んで何年経ちますか？

約 ____ 年

11. 以前どちらに住んでいましたか？

☐ 同じ町内 ☐ 違う町内（同じ市町）☐ 違う市町（県内） ☐ 違う市町（県外）

12. 今後の予定をお聞かせください。

☐ このままずっと住む☐ 数年住んで市町内の施設へ移る☐ 数年住んで市町内で家を建てる☐ 数年住んで市町外の施設へ移る☐ 数年住んで市町外で家を建てる

13. 地震保険に入っていますか？

☐ 入っている ☐ 入っていない☐ 以前は入っていた ☐ 今後入りたい

発災

被災後の生活

※時間はおよその期間です

避難所の生活

1～2ヶ月間



公民館・体育館など

仮住まいの生活

2～5年間


 応急仮設住宅
 （左）プレハブ住宅
 （上）コンテナ住宅
 応急借上げ住宅など

新たな住まい（生活）の再建

3～10年後

 自主再建、賃貸入居
 復興事業で再建
 例えば、高台への移転
 （防災集団移転促進事業）

 災害公営集合住宅（上）
 “ ” 戸建住宅（下）


あなたは住居や生活の場を失う（まちが壊滅）

発災

被災後の生活

以下の設問は、東日本大震災における実際の復興事業等をもとにお尋ねします。
あなたが、選択すると思われる避難から新たな住まいの再建までの方法をご回答ください。

あなたは住居や生活の場を失う（まちが壊滅）

1～2ヶ月間

避難所の生活

14-1. 避難する地区

- ☐ 地域内（お住いの市町）
☐ 地域外（他の市町）
☐ その他

14-2. 避難するところ

- ☐ 避難所（公民館、体育館など）
☐ ホテル・旅館
☐ 子供・親・親類・知人宅
☐ その他

〔各々一つ選択〕

【解説1】

※1 応急仮設建設住宅…行政が建設する主にプレハブの住宅。

建設までに3～4週間程度を要す。家賃無料（光熱費等除く）。

※2 応急仮設借上げ住宅（みなし仮設住宅）

…行政が借上げた民間の賃貸住宅。被災者からも申請できる。

地区外でも借上げ可能。家賃補助あり（仮設住宅相当）。

※3 災害公営住宅

災害で住宅を喪失した方に、行政が地域内に整備して提供する低廉な家賃の公営住宅。

- ・家賃は世帯の収入・世帯構成により設定される。
- ・入居から3年以上が経過し、収入が高額な方は家賃が増額される。
- ・入居から5年以上が経過し、収入がさらに高額な方は住居の明け渡しが必要。

※4 防災集団移転促進事業、区画整理事業

災害の危険性が高く居住に不適当とされた**危険区域**（津波浸水した低地部など）に立地していた住居を高台等へ**集団移転**する事業。同区域の土地を嵩上げ（盛土）して用地を区画整理する事業からなる。行政が住宅団地等を造成し、そこに住民自身が住宅を建設する。被災前のコミュニティを概ね引き継ぎながら再建が進められる。

- ・移転元に所有している宅地や農地を買い取ってもらえる。
- ・引っ越し費用に対して補助金が出る。
- ・移転先での建物建設などに補助金（ローンの利子に対する補助）が出る。

2～5年間

仮住まいの生活

15-1. 仮に住む地区

- ☐ 地域内（お住いの市町）
☐ 地域外（他の市町）
☐ その他

15-2. 仮に住むところ

- ☐ 応急仮設住宅（建設住宅）※1
☐ 応急仮設住宅（借上げ住宅）※2
☐ 子供・親・親類宅
☐ 知人宅
☐ その他

10年後

新たな住まい（生活）の再建

〔各々一つ選択〕

16-1. 新たな住まいの地区（まち）

- ☐ 必ず、この地域内で再建する
☐ できれば、この地域内で再建したい
☐ 地域外（他の市町）へ移る
☐ その他

16-2. 新たな住まいの再建 ※危険区域に位置する場合

- ☐ 自主再建（地域外の土地：所有地、自己取得地）
☐ 自主再建（地域内の未災地：同上）
☐ 賃貸入居（災害公営住宅（戸建）へ移転）※3
☐ 賃貸入居（災害公営住宅（集合）へ移転）※3
☐ 賃貸入居（民間の賃貸住宅へ移転）
☐ 復興事業で再建（高台の造成住宅地へ移転）※4
☐ 復興事業で再建（低平地の嵩上げ地へ移転）※4
☐ 子供、親、親戚等の住居へ移転
☐ その他

17. ご自宅が被災する危険性として何が考えられますか？〔複数選択可〕

- ☐ 津波浸水による家屋の流失
☐ 強い揺れによる家屋の倒壊
☐ 液状化による家屋の傾斜や損壊
☐ 地震火災による家屋の焼失
☐ 斜面崩壊・がけ崩れによる家屋の損壊
☐ その他の被害
☐ わからない

本日の内容

1. 復興の検証と事前復興
2. 復興事前準備、事前復興まちづくり計画の内容
3. 復興事前準備の取り組み状況
4. 事前復興まちづくり計画の事例
5. 復興を考える4つのポイント
～手順と目標、地域と人～
6. もう一度事例を見てみる
7. 復興デザイン研究体への期待

復興を考える 4つのポイント

- 「手順：復興のプロセス」と「目標：将来への対応」がポイント。
- さらに、「地域」と「人」の2つの観点で考えることが重要。

	地域の観点	人の観点
手順	復興まちづくり 計画	被災者の 住宅再建
目標	地域の復興	人の復興

手順（復興のプロセス） ～東日本大震災の例～

2011年

3月
発災

4月

5月

7月

10月

12月

2012年

4月～

2013年

4月～

地域の観点・・・復興まちづくり計画のプロセス

検討着手

- ・ スケジュール
- ・ 体制等

復興地区の選定

- ・ 要件
- ・ 建築制限

復興計画の検討

- ・ 整備方針

復興計画の策定

- ・ 予算の枠組み等

復興事業の都市計画

- ・ 区域、整備内容
- ・ 事業化

計画の見直し

- ・ 区域、整備内容等

人の観点・・・被災者の住宅再建のプロセス

避難所

- ・ 学校
- ・ 体育館等

応急仮設住宅

- ・ 建設型仮設
- ・ 借上型仮設
- ・ (みなし仮設)

計画の説明

- ・ 復興まちづくりの内容
- ・ 支援措置

住宅再建の相談会

- ・ 再建費用
- ・ 支援資金

意向の変化と再把握

- ・ 家族の変化
- ・ 意向変化

2011年

3月
発災

4月

5月

7月

10月

12月

2012年

4月～

2013年

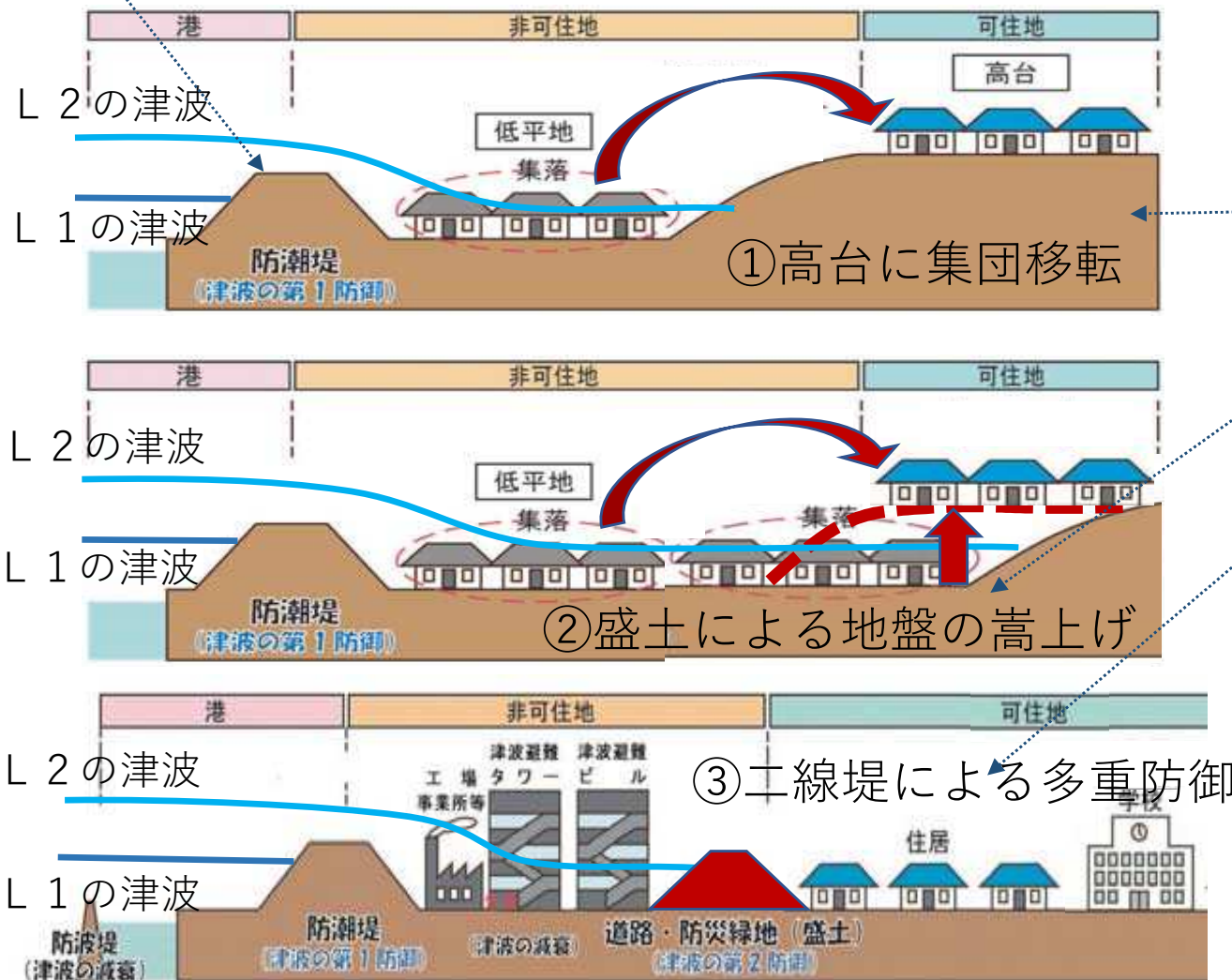
4月～

復興まちづくり計画のプロセス

津波被害の例：東日本大震災(2011年)

1. L 1 の津波に対して
海岸堤防を整備

2. L 2 の津波に浸水しない地域※に住宅を再生
(※概ね浸水深さ 2 m 以下)

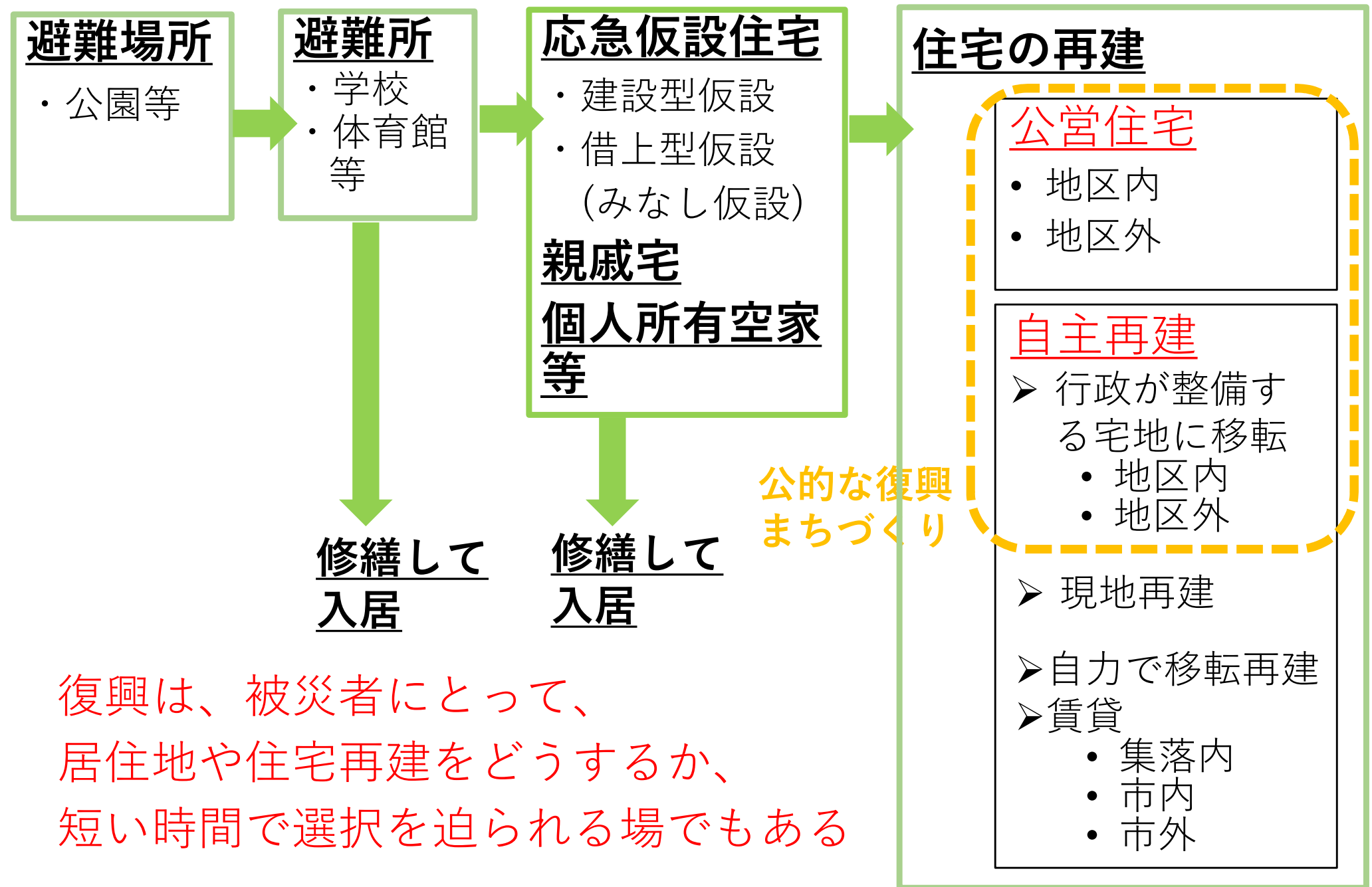


3. 対応

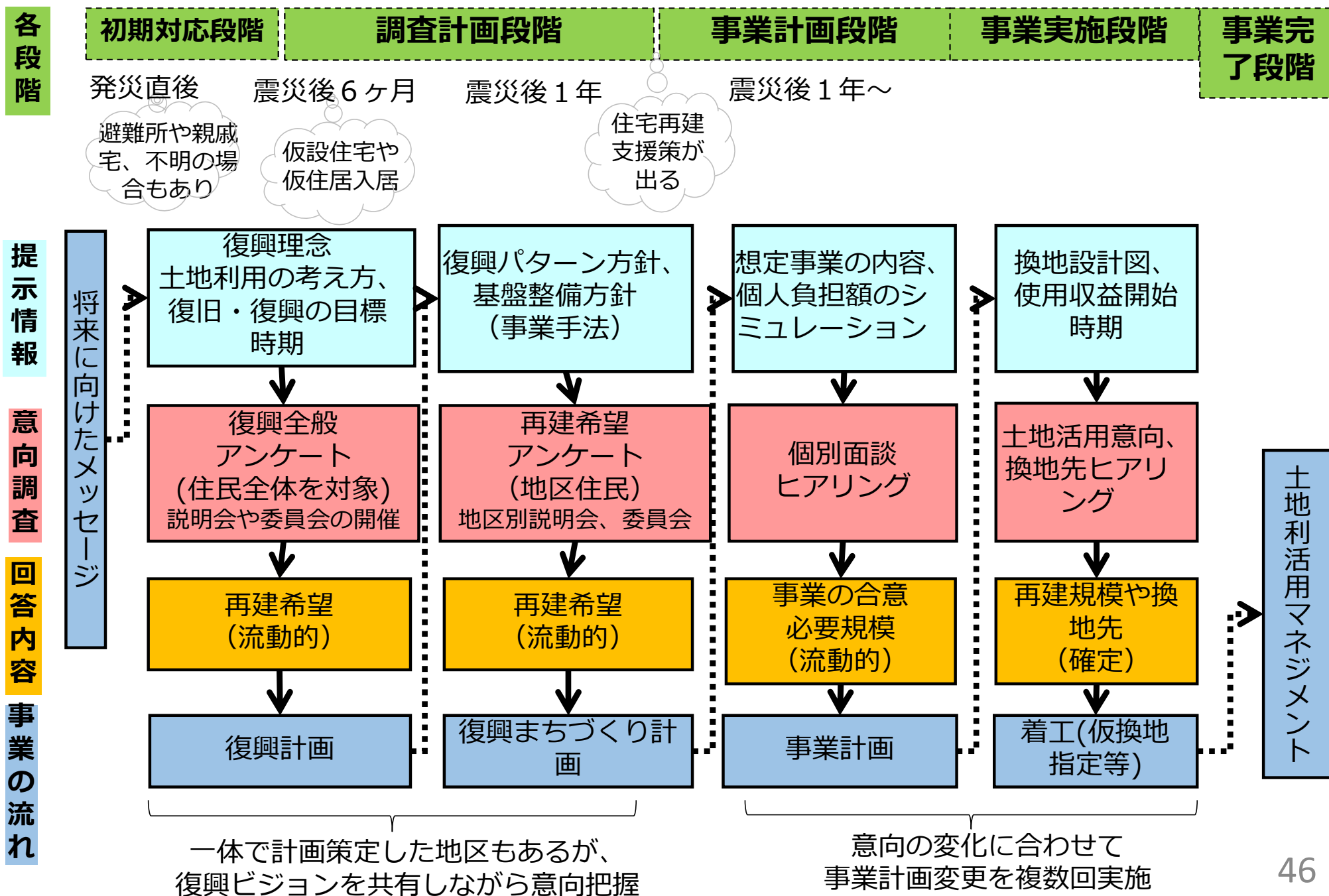
- ①. 住まいを高台へ
集団移転
- ②. 盛土による
地盤の嵩上げ
- ③. 二線堤の構築に
よる多重防御

4. 浸水区域において
住宅を規制(非可住地)
産業、農漁業系の
土地利用

被災者の住宅再建プロセス（恒久住宅）



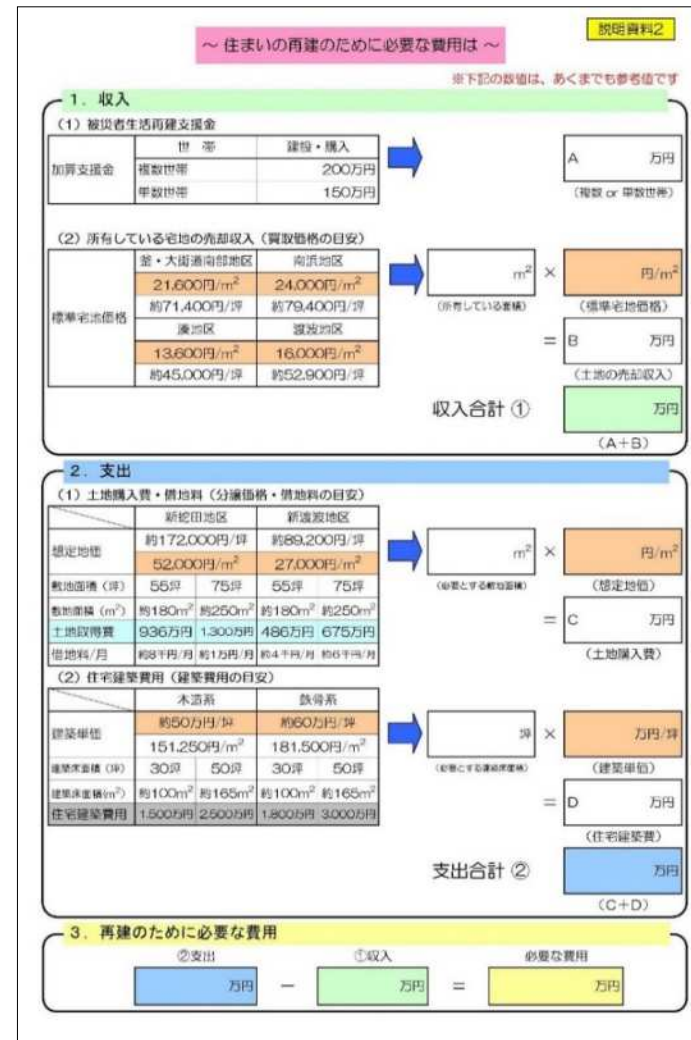
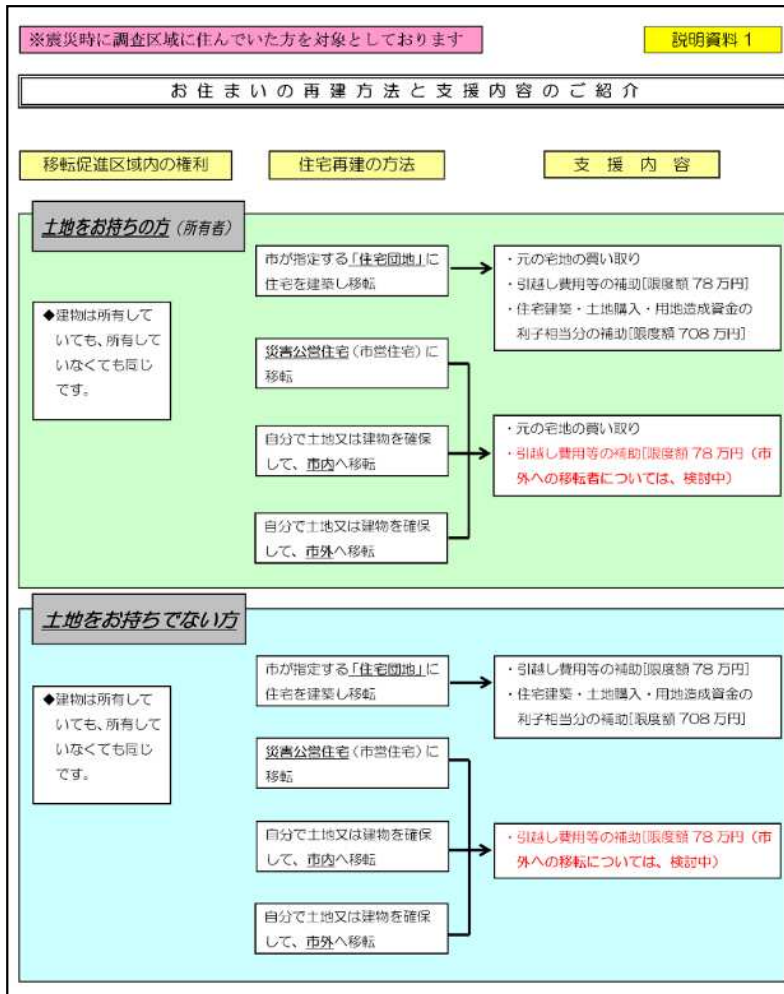
住民の意向把握のプロセス



住宅再建の意向把握 宮城県石巻市

出典：国土交通省都市局HP：東日本大震災による津波被害からの市街地復興事業検証委員会とりまとめ
(令和3年3月31日)

- 2012年5月～6月、11～12月に個別相談会を実施。支援制度等が確立してきた事により、再建に必要な費用など、より具体的な内容を相談会で示した。



✓住宅再建費用など、具体的な話の相談となるためプライバシーに配慮した個別ブース形式により実施している。

(出典：石巻市提供資料)

復興まちづくり計画と被災者の住宅再建の関係

行政の復興計画
(計画人口フレーム)

復興の両輪

被災者の居住地・
住宅再建の選択

行政は、意向により復興計画を立案

被災者は、計画・支援策を見て検討

図1: 造成計画

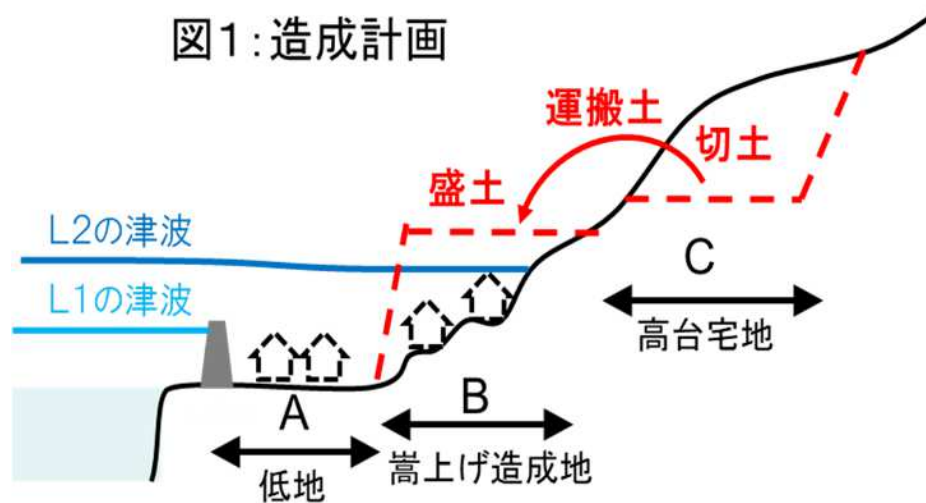
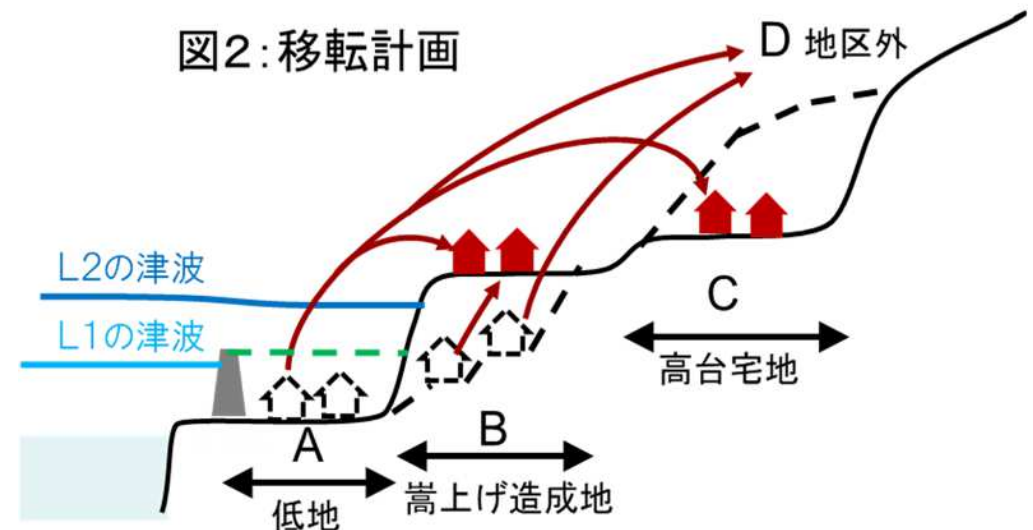


図2: 移転計画



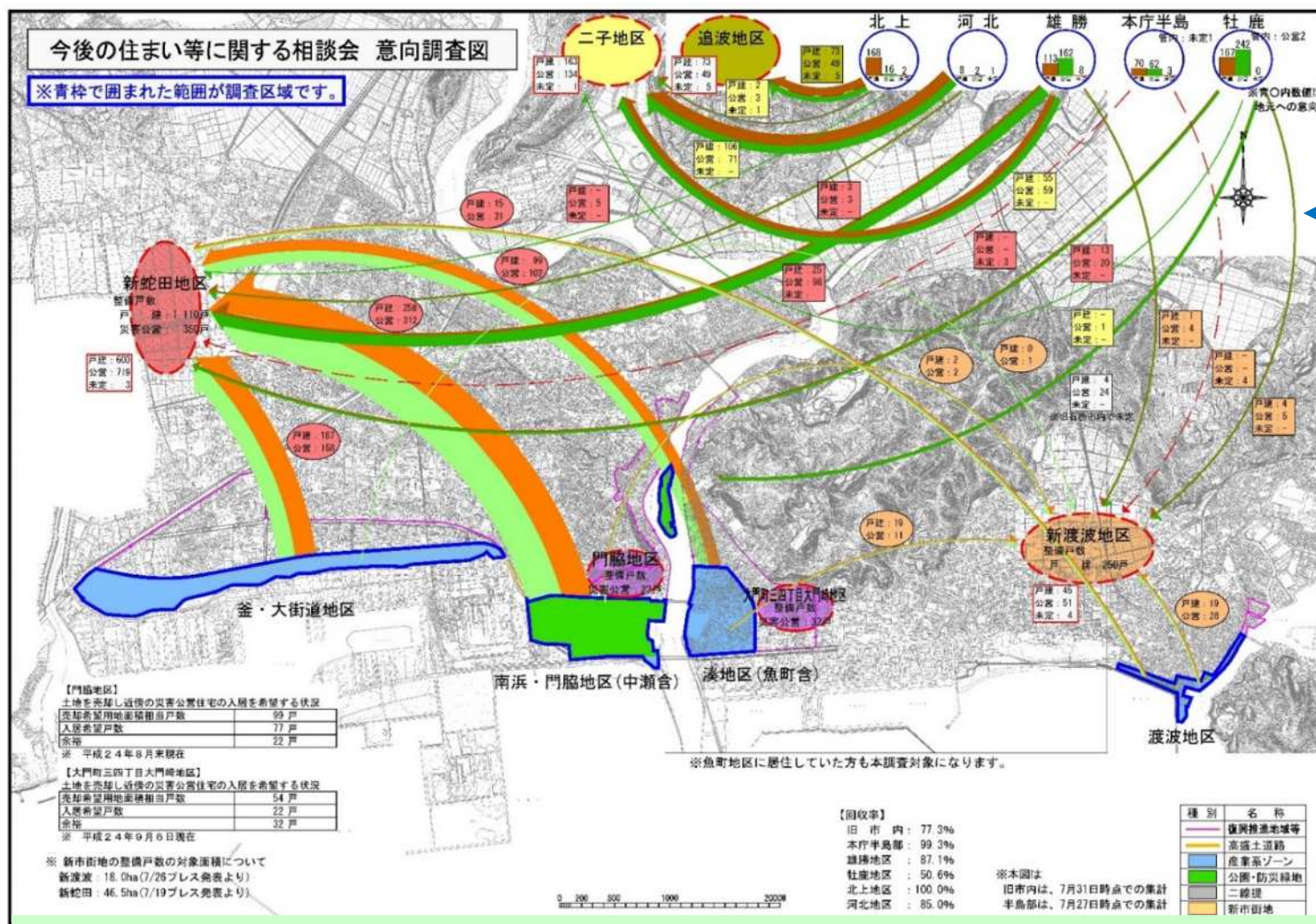
行政の復興計画（計画人口）と、被災者の居住地・住宅再建の選択は復興の両輪
復興計画のプロセスの中では、セットで考えていく必要がある。

復興の難しさ

- ・ 多様居住の選択肢、支援内容の設定
- ・ 意向の把握と、時間とともに変化する意向の再把握
- ・ 復興計画の見直しは、復興スピードとのジレンマ

事業計画策定に向けた意向把握（宮城県石巻市（区画・防集））

- 意向調査結果から各地区で行う事業概要を取りまとめ、住民再建意向から**石巻市全体の復興の絵姿を示す**とともに、**地区間の人口移動を確認**することで、各事業の規模を確定。
- 各事業段階で被災者の意向把握に努め、市全体の事業調整を行った。



○意向調査対象地区

市全体を市街地部、半島部の各地区に区分し意向把握を行っている。

【市街地部】

- ①釜・大街道地区
- ②南浜・門脇地区
- ③湊地区
- ④渡波地区

【半島部】

- ①北上地区
- ②河北地区
- ③雄勝地区
- ④本庁・半島
- ⑤牡鹿地区

○区画整理事業・防集事業想定地区

【市街地部】

- ①蛇田地区（新）
- ②渡波地区（新）
- ③その他（既成）

【半島部】

- ①二子地区（新）
- ②追波地区（新）

✓ 平成24年5～6月の調査結果をもと石巻全体の再建意向を整理(H24.9)

出典：東日本大震災による津波被害からの市街地復興事業検証委員会
第2回委員会（2020年9月） 国土交通省資料より作成

将来を目指した新しい商業市街地の形成

大船渡市（キャッセン大船渡）、女川町（シーパルピア女川）

従来の商店街を復旧するのではなく、
新しい時代に即した商業施設として再生

- ・ 集約して拠点形成、まちづくり会社で運営

移転意向者の土地を買い上げ



土地を集約



土地（町所有）をまちづくり会社に貸し付け



まちづくり会社が建物を整備



テナントへ貸付

- ・ 自力再建の意向者は、拠点の周囲に誘導

⇒拠点を中心にコンパクトな市街地の形成

⇒まちづくり会社による商店街の再生

- ・ 地方都市における商店街再生のモデル[高松市丸亀町商店街※]と同じ

※まちづくり会社が定期借地権を活用して、テナントをマネジメント



復興計画のポイント

1. 現状のまま、建築できる地区

- ・被災者の早期の再建に向けて支援する。
 - ⇒ 事業を行わないため、即時再建が可能
 - ⇒ 復興の資金、情報、人材の空白地帯

2. 土地に問題があってそのままでは建築できない地区

- ・それぞれの対策を講じて、再建に向けて支援する
 - ① 火災
 - 未接道宅地などを解消して建築へ
 - ② 宅地被害
 - 小規模な擁壁被害、大規模な盛り土崩落などの対策を行い建築へ
 - ③ 津波・浸水・土砂災害被害
 - 再度の災害防止のため、盛土や高台移転が必要な場合は、宅地造成を行い建築へ

3. 売却希望、土地活用意向が無い地権者が多い地区

- ・敷地再編などを行い、新しい土地利活用を行う

火災の例：糸魚川市大規模火災(2016年) 復興事業

ポイント

1. 早期の再建意向が高いブロックは除外
2. 未接道の宅地等の地区は、敷地整序型区画整理で再建を可能に
3. 売却希望者が多い地区は敷地再編して、復興住宅や観光交流センターを導入

復興住宅、駐車場



敷地再編区域図 (土地区画整理事業区域)



10ブロックでの意向聞き取り、
意見調整の結果、5ブロックで区
画整理事業を実施

令和2年度都市防災推進協議会研修会
糸魚川市事例発表資料より作成



災害復興の6つの法則（東大 加藤孝明教授）

- ① どこでも通用する処方箋はない
- ② 災害・復興は社会のトレンドを加速させる
- ③ 復興は従前の問題を深刻化させて噴出させる
- ④ 復興で使われる政策は、過去に使ったことがあるもの、少なくとも考えたことがあるものに限られる
- ⑤ 復興の過程で被災者、被災コミュニティの力が引き出されていること
- ⑥ 成功の必要条件：復興に必要な4つの目のバランス感覚＋外部の目
 - ・ 時間軸で近くを見る目と遠くを見る目
 - ・ 空間軸で近くを見る目と遠くを見る目

- ① ➡過去の処方箋（復興政策）は常に陳腐化する．アップデートを行うしくみが必要である．
- ② ➡時代を先取りすることが重要である．
- ③ ➡復興課題は事前に分かる．
- ④ ➡復興施策を事前に検討し、使える状態にしておくことが重要である．
- ⑤ ➡地域経済活動を含む地域社会のアクティビティの復興と創造が再重要である．
「器を造れば中身が埋まる」ではなく、「中身と一緒に器を考える」視点が重要である．
- ⑥ ➡被災者救済の視点と持続性の高い地域を再興する視点の両立が重要である．⁵³

- 社会のトレンドが加速するメカニズム
 - ✓ 復興が被災者の生活や住宅再建の選択を迫る場であるからであり、
 - ✓ 平時なら数年から数十年かけて選択していくべき生業や住まい方の変化を、
 - ✓ 数カ月～数年という単位で行うことにより、
 - ✓ その結果、震災を契機に産業構造の変化や人の移動が発生
 - 震災を契機に、社会のトレンドが加速化し、従前の問題が深刻化、噴出。
 - ✓ 震災が起きて大きく社会状況が変化することは、東日本大震災も、阪神淡路大震災も、糸魚川の火災も共通。
 - この震災後の社会の変化は、その地域で10～20年後の近い将来に起こることと、実はほぼ同じ。復興の課題は事前にわかる。
- これに対応できる復興計画を作れるのか、がポイント。

- 被災者救済の視点と持続性の高い地域を再興する視点の両立が重要である。

復興を進めるうえでの悩み

・・・地域を支援するのか？
人を支援するのか？

	地域の視点	人の観点
目標	地域の復興 ➤ 被災地域としての再建	人の復興 ➤ 被災者個人の生活再建
支援の対象	地域を支援する ➤ その地域で頑張る人を支援する ➤ 新たにその地域に来る人を支援する	個人を支援する ➤ その人がどの地域で再建するのであっても支援する

人の復興か、地域の復興か、

- ◆ 東日本大震災の経験を踏まえると、今後の復興は、
「人の復興の視点」

- 被災者にとって居住地選択の可能性は広まり移動する
を前提に、復興計画を考えるべきではないか

- ◆ そのうえで、

- 地域の復興の方針を示す

- 「地域の復興」の道筋や魅力を明確に提示する

- 居住意向の惹起や交流人口の創出を図る

- 被災者の考える時間の確保、情報を提供する

- 住民に条件・支援内容を示す

- 住民が検討する時間を考慮する

など、「人の復興」と「地域の復興」が両者が協調的に進むような形で検討することが重要ではないか

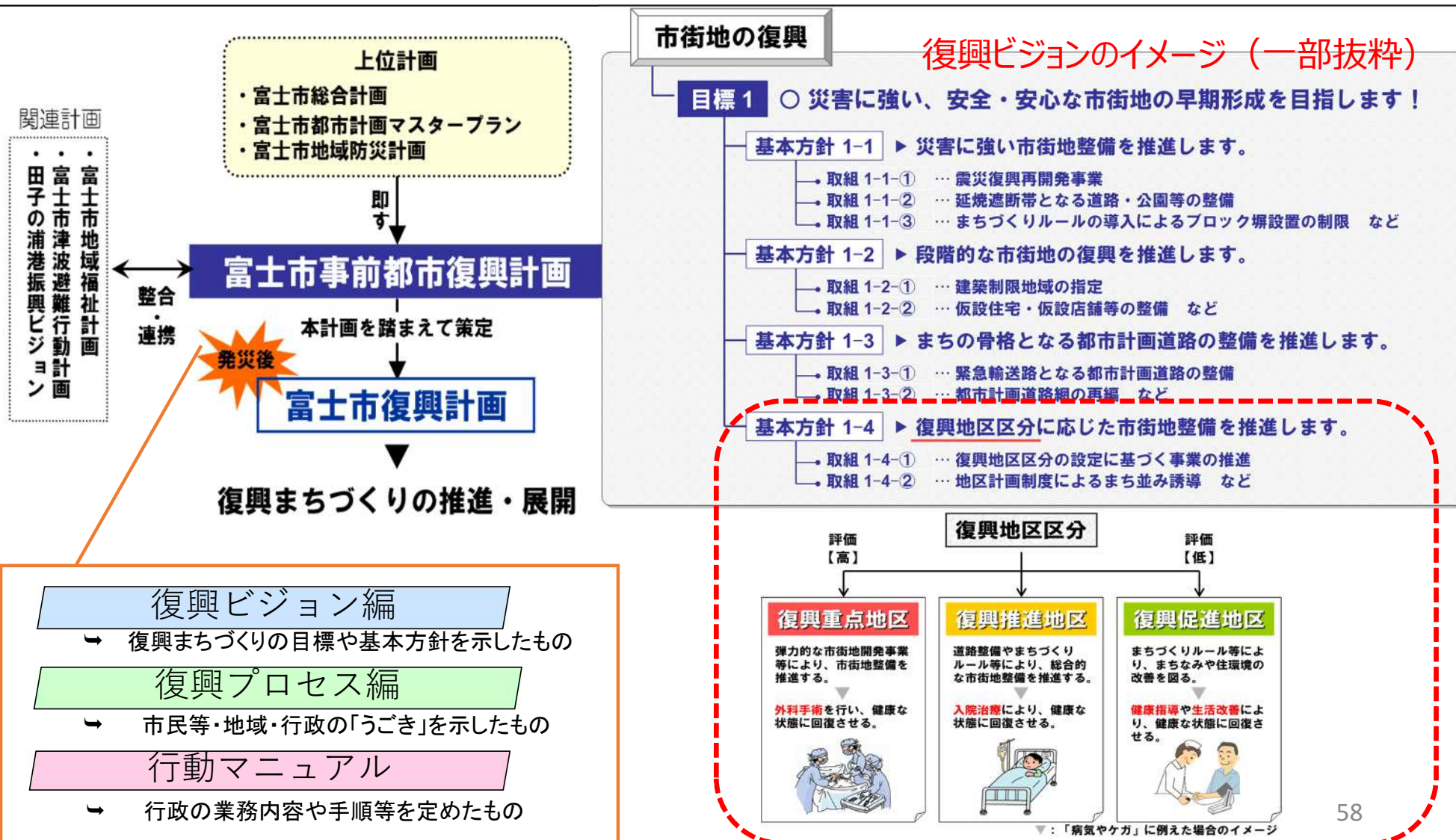
→このためには、普段からの準備が復興の事前準備が大事

本日の内容

1. 復興の検証と事前復興
2. 復興事前準備、事前復興まちづくり計画の内容
3. 復興事前準備の取り組み状況
4. 事前復興まちづくり計画の事例
5. 復興を考える4つのポイント
～手順と目標、地域と人～
6. もう一度事例を見てみる
7. 復興デザイン研究体への期待

■静岡県富士市

- 発災後、迅速かつ着実に復興まちづくりを進めることができるよう、あらかじめ、復興の課題を想定し、復興まちづくりの方向性や進め方を定めた「富士市事前都市復興計画」をH28.3に策定（発災後策定する復興計画は、本計画を踏まえて策定）。
- さらに、復興まちづくりへの合意形成のため、平時から地域毎に「復興まちづくり訓練」を実施。



復興を考える 4つのポイント

- 「手順：復興のプロセス」と「目標：将来への対応」がポイント。
- さらに、「地域」と「人」の2つの観点で考えることが重要。

	地域の観点	人の観点
手順	復興まちづくり 計画	被災者の 住宅再建
目標	地域の復興	人の復興

<町が**事前復興計画**を策定した事例>

■和歌山県太地町

- 太地町では、R3.3に「**太地町都市計画マスタープラン**」を策定し、**復興事前準備の取組の推進を位置づけ**。
- 大規模災害から早期の復興を実現するため、復興まちづくりの方針等を記した「**太地町事前復興計画**」を策定。
- 計画策定後、**住民説明会を開催し、計画の概要版のリーフレットを用いて復興事前準備の必要性を周知しながら、意見交換を実施**。

■「太地町都市計画マスタープラン」と「太地町事前復興計画」の位置づけ

太地町の都市計画に関する基本的な方針
太地町都市計画マスタープラン

整合



関連する計画

- ・太地町公共施設等総合管理計画
- ・太地町地域強靱化計画
- ・**太地町事前復興計画** など

■住民説明会を開催し、住民と意見交換

○「太地町事前復興計画」を策定後、住民説明会を開催。町内10地区に加え、全地区（2回）の計12回実施。（各1時間程度）

○説明会においては、事前復興計画は、「たたき台」にすぎず、これから住民自身の手でつくりあげていくため、変化していく計画であることを強調



【説明会の様子】

【説明会の流れ】

- ・事前復興計画とは
- ・南海トラフで発生する地震
- ・過去の地震発生状況
- ・南海トラフ地震臨時情報
- ・「概要版」の説明
- ・地震に対する備え
- ・防災対策に係る各種補助
- ・意見交換・質問等

■「太地町事前復興計画」の主な記載事項

○基本的な方針

○復興まちづくりの方針

（土地利用、土地施設、市街地開発事業、防災施設配置に関する基本方針）

○復旧期の実施事項と事前準備事項

○復興まちづくりイメージ

○被災前に取り組んでおくべき事項

※「太地町都市計画マスタープラン」より（「太地町事前復興計画」については、概要版のみ公表されており、本体計画については、現時点では非公表）

■計画の概要版リーフレット

○事前復興計画を住民に説明するための資料として概要版リーフレットを作成。

○概要版は上空から見た手書きのパス図で分かりやすく、柔らかい表現ができるよう配慮。

【概要版リーフレットの表紙】



【復興まちづくりのイラスト】



復興を考える4つのポイント

- 「手順：復興のプロセス」と「目標：将来への対応」がポイント。
- さらに、「地域」と「人」の2つの観点で考えることが重要。

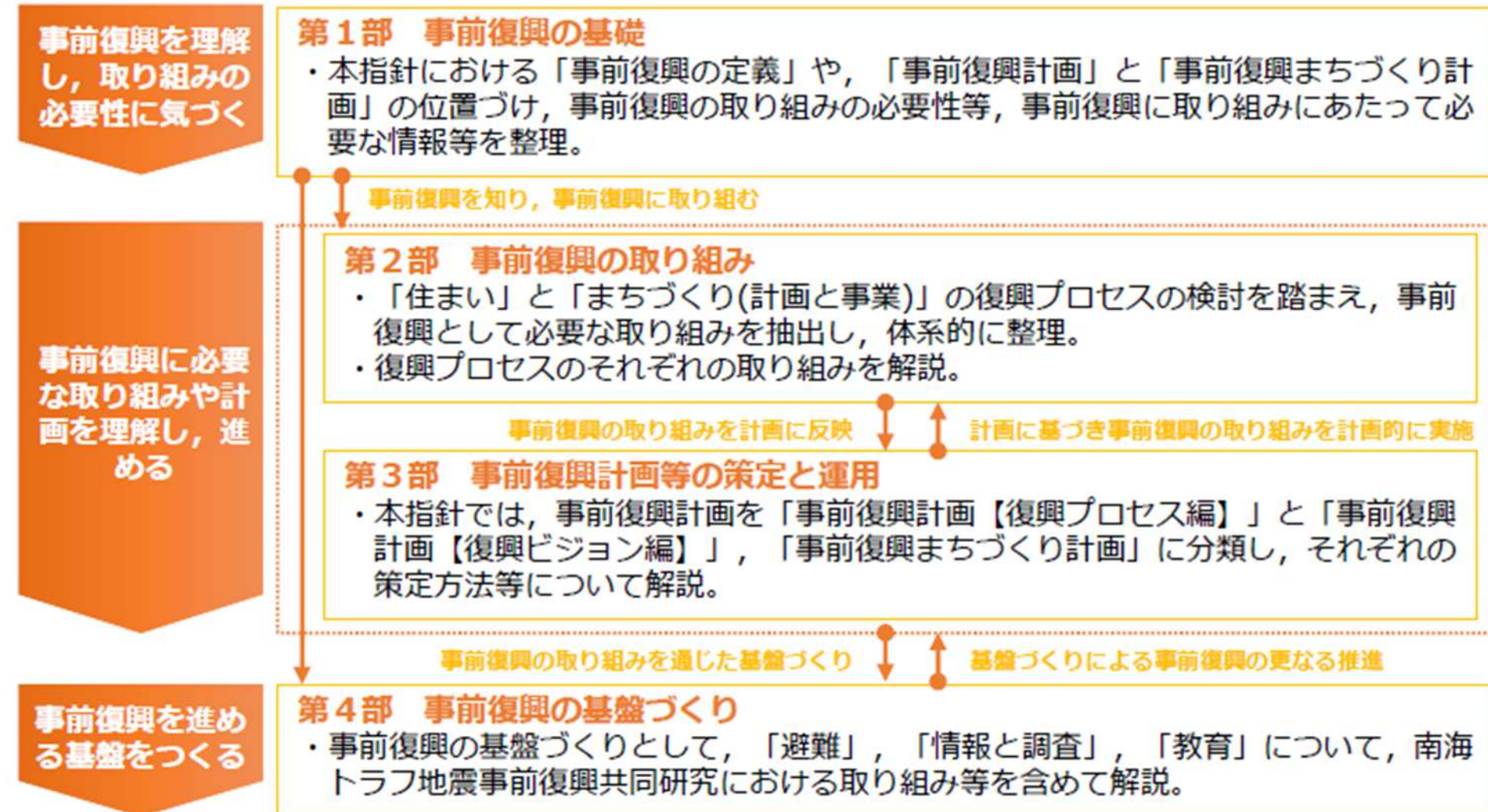
	地域の観点	人の観点
手順	復興まちづくり 計画	被災者の 住宅再建
目標	地域の復興	人の復興

南海トラフ地震えひめ事前復興推進指針（令和３年３月）

宇和海沿岸地域 南海トラフ地震事前復興共同研究

- 愛媛県、宇和島市、八幡浜市、西予市、伊方町、愛南町、
愛媛大学防災情報研究センター、東京大学復興デザイン研究体

■ 指針の構成



第2章 事前復興の取り組み

- ・本指針における事前復興の取り組みの体系を定め、項目ごとに取り組みの概要や留意点等を整理。

1. 復興手順等の理解

- 1-1. 復興プロセスの理解
- 1-2. 復興に向けた建築制限等の実施方法の理解

2. 復興体制に関する事前検討と構築

- 2-1. 復興を進める実施体制の事前検討
- 2-2. 被害状況調査等を進める体制の準備

3. 基礎データと情報の整備と分析

- 3-1. 各種データと情報の定期的な収集・整理
- 3-2. 災害リスクの想定
- 3-3. 現状把握と課題分析
- 3-4. 被災者情報等の適切な管理
- 3-5. システムの構築とデジタル化

4. 避難と再建に関する住民意向の調査と分析

- 4-1. 被災後の調査と分析に向けた準備
- 4-2. 被災前の調査と分析

5. 支援制度・事業制度等の理解と準備

- 5-1. 各種の被災者支援制度の理解と準備
- 5-2. 東日本大震災で活用された復興事業等の理解と準備

6. 復興イメージの事前検討

- 6-1. 一時的なまちの姿の検討
- 6-2. 避難から復興までを見据えたまちづくり計画の検討
- 6-3. 被災後のまちづくり計画の事前検討

7. 事前復興の教育

- 7-1. 人材育成・教育

発災

被災後の生活

以下の設問は、東日本大震災における実際の復興事業等をもとにお尋ねします。
あなたが、選択すると思われる避難から新たな住まいの再建までの方法をご回答ください。

1～2ヶ月間

2～5年間

10年後

あなたは住居や生活の場を失う（まちが壊滅）

避難所の生活

14-1. 避難する地区

- ☐ 地域内（お住いの市町）
☐ 地域外（他の市町）
☐ その他

14-2. 避難するところ

- ☐ 避難所（公民館、体育館など）
☐ ホテル・旅館
☐ 子供・親・親類・知人宅
☐ その他

〔各々一つ選択〕

仮住まいの生活

15-1. 仮に住む地区

- ☐ 地域内（お住いの市町）
☐ 地域外（他の市町）
☐ その他

15-2. 仮に住むところ

- ☐ 応急仮設住宅（建設住宅）※1
☐ 応急仮設住宅（借上げ住宅）※2
☐ 子供・親・親類宅
☐ 知人宅
☐ その他

新たな住まい（生活）の再建

〔各々一つ選択〕

16-1. 新たな住まいの地区（まち）

- ☐ 必ず、この地域内で再建する
☐ できれば、この地域内で再建したい
☐ 地域外（他の市町）へ移る
☐ その他

16-2. 新たな住まいの再建 ※危険区域に位置する場合

- ☐ 自主再建（地域外の土地：所有地、自己取得地）
☐ 自主再建（地域内の未災地：同上）
☐ 賃貸入居（災害公営住宅（戸建）へ移転）※3
☐ 賃貸入居（災害公営住宅（集合）へ移転）※3
☐ 賃貸入居（民間の賃貸住宅へ移転）
☐ 復興事業で再建（高台の造成住宅地へ移転）※4
☐ 復興事業で再建（低平地の嵩上げ地へ移転）※4
☐ 子供、親、親戚等の住居へ移転
☐ その他

【解説1】

※1 応急仮設建設住宅…行政が建設する主にプレハブの住宅。
建設までに3～4週間程度を要す。家賃無料（光熱費等除く）。

※2 応急仮設借上げ住宅（みなし仮設住宅）
…行政が借上げた民間の賃貸住宅。被災者からも申請できる。
地区外でも借上げ可能。家賃補助あり（仮設住宅相当）。

※3 災害公営住宅
災害で住宅を喪失した方に、行政が地域内に整備して提供する低廉な家賃の公営住宅。
・家賃は世帯の収入・世帯構成により設定される。
・入居から3年以上が経過し、収入が高額な方は家賃が増額される。
・入居から5年以上が経過し、収入がさらに高額な方は住居の明け渡しが必要。

※4 防災集団移転促進事業、区画整理事業
災害の危険性が高く居住に不適当とされた危険区域（津波浸水した低地部など）に立地していた住居を高台等へ集団移転する事業。同区域の土地を嵩上げ（盛土）して用地を区画整理する事業からなる。行政が住宅団地等を造成し、そこに住民自身が住宅を建設する。被災前のコミュニティを概ね引き継ぎながら再建が進められる。

- ・移転先に所有している宅地や農地を買い取ってもらえる。
- ・引っ越し費用に対して補助金が出る。
- ・移転先での建物建設などに補助金（ローンの利子に対する補助）が出る。

17. ご自宅が被災する危険性として何が考えられますか？〔複数選択可〕

- ☐ 津波浸水による家屋の流失
☐ 強い揺れによる家屋の倒壊
☐ 液状化による家屋の傾斜や損壊
☐ 地震火災による家屋の焼失
☐ 斜面崩壊・がけ崩れによる家屋の損壊
☐ その他の被害
☐ わからない

復興を考える4つのポイント

- 「手順：復興のプロセス」と「目標：将来への対応」がポイント。
- さらに、「地域」と「人」の2つの観点で考えることが重要。

	地域の観点	人の観点
手順	復興まちづくり 計画	被災者の 住宅再建
目標	地域の復興	人の復興

この住民意向調査を、国交省の職員にやらせてみた。

感想

- これは難しい。。かなり復興を理解しないと答えられない。
- まずは、地域の人に復興の内容を理解していただき、答えていただく必要があるのではないか。

目標＝将来への対応の検討は難しい。ただし、絶対に必要。

- ・ 災害後は、その**地域の将来（10～20年後）の姿**が現れる。
- ・ **人(被災者)**については**将来の生業、住まい方**にあわせて支援が必要。
- ・ **地域(被災地)**については**被災者の変化を予測し復興**を考えていくことが必要。

住民に復興を理解していただき、**被災者の選択の満足度と、地域の復興の両立**が重要

これが、現在の最大の研究テーマ（と私は思っているし、多くの復興デザイン研究体の多くの研究者が取り組んでいる）。

本日の内容

1. 復興の検証と事前復興
2. 復興事前準備、事前復興まちづくり計画の内容
3. 復興事前準備の取り組み状況
4. 事前復興まちづくり計画の事例
5. 復興を考える4つのポイント
～手順と目標、地域と人～
6. もう一度事例を見てみる
7. 復興デザイン研究体への期待

復興デザイン研究体への期待 1

復興は、多くの主体が、多様な観点から関わる

国	・・・	制度
自治体	・・・	復興の主体
民間	・・・	調査、計画、設計、事業
学経	・・・	支援、検証
地元	・・・	研修、協働、教育

さらに、若い世代が関わる必要がある

- 南海トラフ地震、首都直下地震の今後30年間の発生確率は70%であり、**若い世代が復興の当事者**になる
- 現在の地域の方々と地域の将来を担う**若い世代が一体**となり、復興後のまちづくりを考える必要がある。

復興デザイン会議

次世代が描く地域復興：中高生による復興・事前復興の活動

第5回全国大会（2023年12月19日）

被災地への研修視察に参加した**愛媛県立南宇和高校**の発表

発表

➤ **伝えたいこと 「残りたい、戻ってきたい街に」**

生徒の言葉

➤ 「人口減少が進む被災地の状況を見て、**普段から、残りたい、戻ってきたい街にしていけないといけない、と強く思った。**」

第6回全国大会（2024年12月1日）

愛媛県立南宇和高校の活動の発表

「住み続けたい、残りたい街に」

➤ **地域のWS、体育祭において、事前復興の活動を実施**

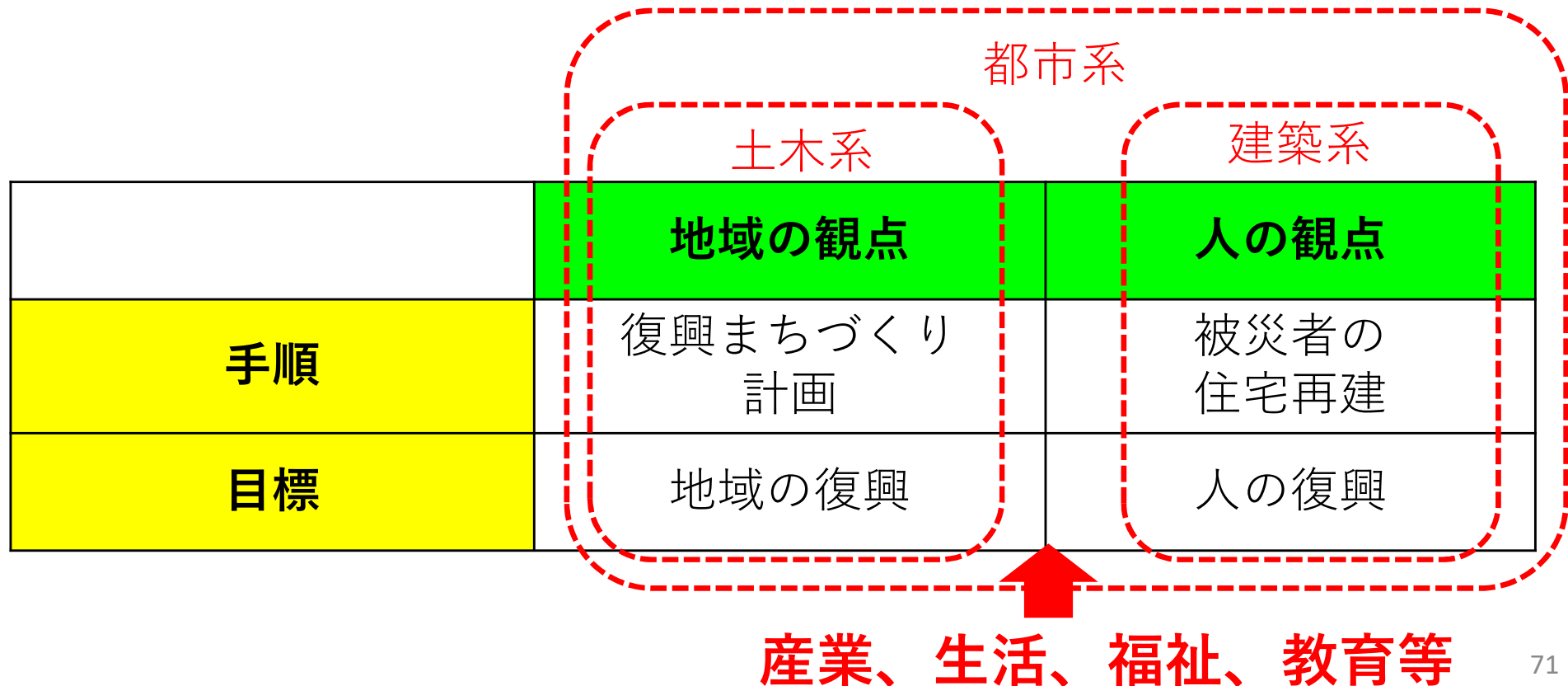
✓ 被災したら、、、残る、移転？

復興デザイン研究体への期待 1

- 復興デザイン研究体は、**多くの主体が、政策・計画・設計・研究・教育まで包含**した研究を実施。
 - ✓ 東京大学・各大学の研究者に加えて、復建調査設計・アジア航測から協力研究員として参加
 - ✓ 同時に、関係自治体、企業、学術会議と連携。
 - ✓ 生徒が地域の防災や事前復興を学ぶための活動を支援。
- さらなる、多様な主体の参加、多様な観点からのアプローチに期待。

復興デザイン研究体への期待 2

復興は、土木・建築等の多くの分野にまたがる



⇒復興は、各分野にまたがり取り組むことが必要

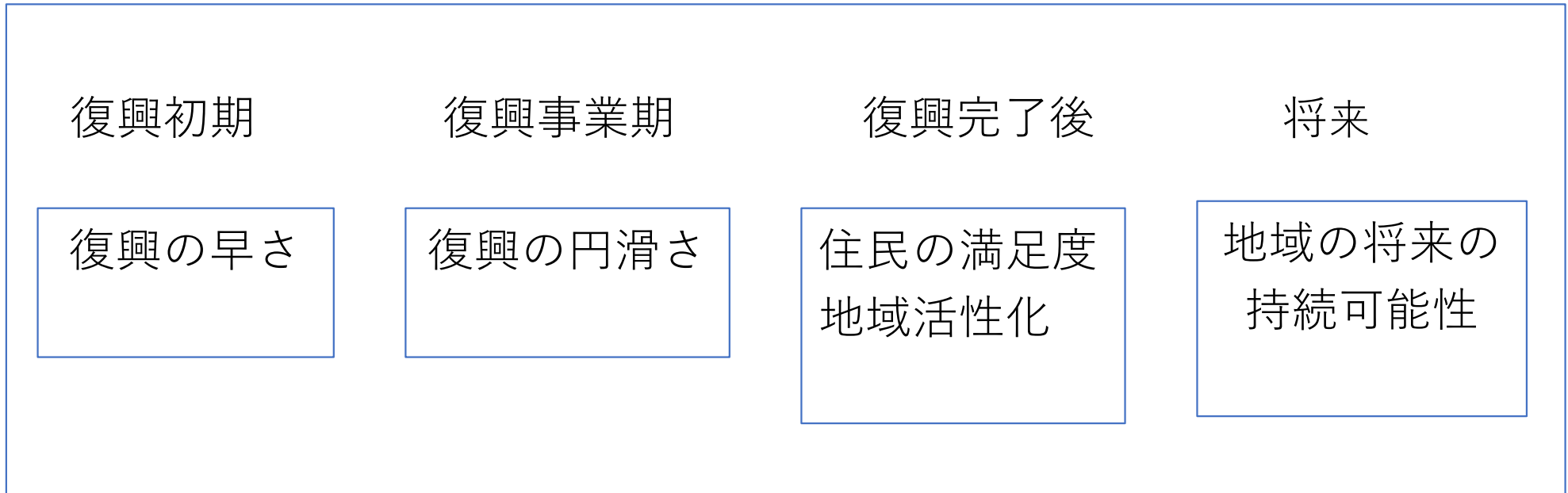
復興デザイン研究体への期待 2

復興は、各分野にまたがり取り組むことが必要

- 復興デザイン研究体は、**都市・建築・土木の各分野**のほか、**産業・生活・地域に関係する各分野**にまたがり研究。
 - ✓ 東京大学工学系研究科の都市工学専攻・建築学専攻・社会基盤工学専攻を中心に、新領域創成科学研究科の教員が参加
 - ✓ 学内の農学、法学、情報理工学、経済学部と協力しながら、研究・教育活動を実施。
- 各分野の関係者が連携した取り組むに期待。

復興デザイン研究体への期待 3

復興を検証する評価は時期とともに変わる



⇒復興を継続的に検証していくことが必要

(多くの学会は、災害後や10年目等の注目を集める一時期のみ)

復興デザイン研究体への期待 3

復興を継続的に検証していくことが必要

- 復興デザイン研究体は、**復興を継続的に研究**している唯一の組織である。
- ✓ 2014年から社会連携講座として本格的に始動、継続的に活動
- 復興を継続的に研究・検証し、復興事前準備や次の復興に活かしていくことを期待。

まとめ：復興事前準備のポイントは、手順と目標

- ・ 手順の取組みは進捗しつつあるが、目標は遅れている

① 手順：復興のプロセス

- ・ 復興の手順は、「**地域＝復興まちづくりの計画**」と「**人＝被災者の住宅再建**」の2つがある
- ・ この両者は**車の両輪**。両者が**連携**して動いていく必要がある。

② 目標：将来への対応

- ・ 災害後は、その**地域の将来（10～20年後）の姿**が現れる。
- ・ **人(被災者)**については**将来の生業、住まい方**にあわせて支援が必要。
- ・ **地域(被災地)**については被災者の変化を予測し**復興**を考えていくことが必要。
- ・ 復興の取り組みは
 - ・ **多様な主体**による**多様な観点**からの取り組みが必要
 - ・ 土木、建築等の**多くの分野**にまたがる取り組みが必要
 - ・ **長期に継続的な検証**していくことが必要
- ・ これらの取り組みを実践している**復興デザイン研究体のさらなる活動に期待**